



Title	1950年代前半期における青年教育の模索 : 全国青年問題研究大会開催経緯にそくして
Author(s)	辻, 智子; Tsuji, Tomoko
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 140, 227-257
Issue Date	2022-06-25
DOI	<a href="https://doi.org/10.14943/b.edu.140.227">https://doi.org/10.14943/b.edu.140.227</a>
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/86266">https://hdl.handle.net/2115/86266</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	14-1882-1669-140.pdf



# 1950年代前半期における青年教育の模索

## — 全国青年問題研究大会開催経緯にそくして —

辻 智 子\*

【要旨】 1950年代前半期に青年と教育にかかわる議論がどのようになされていたのかを全国青年問題研究大会（1955年2月，日本青年団協議会（以下，日青協））開催に至る経緯を通して明らかにした。青年学級法制化をめぐる議論において政治や社会情勢への問題意識を高める中で勤労青年教育を自覚的に検討する場を設定した日青協では，制度・内容・方法を包括的に検討する志向性を有しつつ特に実践的な議論に関心が高まり，「青年が自発的に行う，より自由な活動」を研究対象として全国青年問題研究大会が企画された。そこでは青年自身が「問題」を定義してゆくことが重視されレポート作成とその討議が行われ，これを共同学習活動とする認識も生まれた。以上の経緯は概ね知られているものではあるが一次資料の裏づけをもって具体的な事実関係を明らかにし，日青協勤労青年教育委員会での議論と研究者の関与，全国青研開催までの過程における青年教育をめぐる議論を跡づけた。

【キーワード】 青年教育，ユースワーク，青年団，日本青年団協議会，共同学習

### 1. はじめに

本稿は，1950年代前半期において青年と教育の関係がどのように議論され展望されていたのかを全国青年問題研究大会（1955年2月<sup>1)</sup>）開催に至る経緯を通して明らかにするものである。全国青年問題研究大会（以下，全国青研）とは，当時400万人とも言われた地域の青年集団（青年団・青年会等と自称，以下，青年団）のメンバーを対象に日本青年団協議会（以下，日青協）が1955年2月に行った研究集会であり，翌1955年度より全国青年問題研究集会と改称して以降ほぼ毎年1回ずつ実施されて現在に至っている。2021年までの参加者数（延べ人数）累計は約2万人，1回の参加人数が最も多かったのは1959年の1,522人であった。日青協による従来の研修等と異なり，参加者によるレポートの発表・討議がその中心に据えられ，各分科会に配置された司会者・助言者が長時間の進行を担い議論を促した。このような様式を参考に各道府県・郡市・町村等でも同様の集会が開催されるようになり，その後，「青研」は各地で広がりを見せた。

そもそも全国青研は，日青協が勤労青年のための教育のあり方を模索する過程，直接的には，青年学級法制化「反対」運動を展開していた日青協が，青年学級振興法（1953年）の成立を受け，法施行後に向けて，その態度と対応を表明する必要に迫られる中で，勤労青年教育のあり方を議論する過程で発案された。したがって全国青研開催に至るまでの議論をたどることは，1950年代前半期における青年教育の模索を跡づけることに重なる。

---

\* 北海道大学大学院教育学研究院・准教授

周知の通り1950年代の青年教育に関する先行研究は数多い。なかでも『青年の学習』（宮原誠一編，国土社，1960年）は，理論・歴史・制度・実践と多方面からそれを取りあげた代表的著作である<sup>2</sup>。そこでは，1950年代後半の政治情勢を背景に全国青研や青年教育の現状に対して国家政策や生産構造への自覚的・批判的な視点を導入することで理論的検討の必要が共同学習の「ゆきづまり」を打開する方向性として提起されている。しかし，理論や科学的知見と個人の経験や実感との突き合わせをいかに行うかという問題意識は少なくとも1950年代前半にはすでに自覚されており，全国青研もまたそうした問題意識をもって構想されていた。その経緯は1954年に設立された日本社会教育学会の関係者らを含む当事者によって主に実践的・運動論的な視点から既に紹介されているものの<sup>3</sup>，全国青研に至る過程は必ずしも明らかでない。そこで本稿は，一次資料の裏づけをもって事実関係を跡づけることに主眼を置くこととした<sup>4</sup>。特に，日青協・青年団運動と，青年学級および青年学級法制化をめぐる経緯と，共同学習との関係は先行研究によって既に整理されているが<sup>5</sup>，そこにおける全国青研の位置づけは明確ではない。しかし，全国青研への着目は，「共同学習」が青年たちにどのように理解され，どのように行われるべきものと考えられ，広まっていったのかを検討するのに不可欠である<sup>6</sup>。これは，後期中等教育を所与の前提とせずに青年たちの生活現実と対峙しながら青年と教育を展望しようとする模索の足跡であり，このような当時の議論に目を向けることは，学校の残余としての社会生活ではなく，学校もその一部に含みつつ社会生活という視点からとらえ直しを迫られている今日の若者・青年をめぐる議論にも示唆を与えるものとする。

ところで，日青協とは，1951年5月に結成された戦後の「新しい」全国組織である。しかし同時にそれ以前の歴史も背負っている。直接的には，大日本連合青年団（1925年発足）以降，全国的な青年団体の事務局を置く<sup>7</sup>日本青年館<sup>8</sup>（1921年財団法人発足）の存在によってその連続性が担保されてきた<sup>9</sup>。占領期，日本青年館（分館）は，CI&Eと文部省によって行われた青少年団体の民主的な運営とその具体的な方法（グループワーク等）習得のための全国的な研修の場として活用され<sup>10</sup>，その後の地域における青年活動にも影響を及ぼした。このような文脈からも，日青協に着目することは，1950年代前半の青年教育の歴史的な位置づけの検討に資すると言える。

以下，時系列にそって見てゆく。まず，青年学級振興法をめぐる問題から勤労青年教育基本要綱の作成に至る経過を確認する（1951年～1954年）。次に，全国青研の着想・発案とその準備・計画の過程をたどる（1954年）。最後に，実際に行われた全国青研の内容とその様子を踏まえ，その後，青年教育の方向性がどのように見いだされていったかを見る（1955年2月～5月）。使用する日青協関連資料は，定期大会議案書，機関誌・広報，全国青研レポート集，青研関連文献（『日本の青年』『青研小史』等），二十年史の他，理事会・委員会等の議事録やメモ類である。これらはすべて日本青年館資料室所蔵のものを，了解を得た上で使用した。

## 2. 青年学級法制化問題と勤労青年教育基本要綱

### (1) 日本青年団協議会（日青協）と青年学級：1952年頃まで

日青協は，各道府県を単位とする青年団体の連合組織・連絡組織によって1951年5月に結成された<sup>11</sup>。直接的には，1946年7月に長野県団が呼びかけた全国結成県団幹部懇談会（群馬，奈良，鳥取，東京が参加）以降，参加団体を広げながら各県持ち回りで同様の会議（全国都道

府県連合青年団体連絡協議会および日本青年団体連絡協議会)を重ね、全国組織の結成を目指した。都道府県内も含め青年団体の横断的な連携に対して占領軍が警戒感を示したことから日青協の設立には5年間(1946年～1951年)の継続的な議論と働きかけが続けられた。

日青協第一回定期大会(1951年5月27-30日、静岡)で議決された事業は、①青年団の育成、②青年団の調査研究、③文化運動の促進、④青年団産業経済振興運動の促進、⑤社会奉仕実践の奨励、⑥レクリエーションの実践促進、⑦青年教育の振興、⑧報道機関との連絡提携であった。ここで熊本県団は「青年学級の法制化(第九号議案)」を提出し、次のように主張を述べた。

新制中学卒業後70%の者が進学有機會に恵まれず勤労にはげんでいる。しかもこれら勤労青少年こそ郷土にとどまり、郷土を愛し、青年団運動の中心になる中堅層である。しかるにこれら青少年層に対する国家予算は驚くほど少額しか支給されていない。このような現状のなかで、町村や、町村青年団によって自発的に青年学級が展開されているが、その実態をみると、経費でゆきづまり、あるいは指導者、教科内容の不一致で、せっかくの芽が崩壊しようとしている。このため恵まれない勤労青少年に対する教育を重視する意味から、勤労青少年に勉学の機会と余暇をあたえ、あわせてこれに必要な経費を国庫で負担し、さらに卒業資格の確保を図るなどの処置を国が当然おこなうべきである。<sup>12</sup>

そもそも青年学級とは、夜学会、補習学校、勉強会、読書会、公民学校、社会学級、青年教室、青年講座、職業教育講座など様々に呼称される、青年による、または青年のための、学習・教育活動の総称であった。そこには、青年学校(1948年廃止)の代替、公民館の青年教育事業、小中学校の補習教育、産業振興や生活改善に取りくむ青年の集団活動、さらには和裁・洋裁といった稽古事など様々なものが含まれた。これに対して山形県では勤労青年教育の行政施策として山形県青年学級設置要項を策定し、地方自治体(市町村)に対して県費助成制度を開始した(1948年)。そこでの青年学級とは、「土地の実情に立脚し青年の実際生活に即する教育を社会の責任的自覚によって、町村内の各種教育機関並に団体が民主的且つ自主的に経営に参加協力」して行われるべきものとされ、「従来の如く余りにも形式的な教育の型を一擲し、コミュニティー・スクールの新しい教育理念」の下に運営される、とのイメージが盛り込まれていた。この年、山形県内では135町村で195の青年学級が開設され、学級生は計2万3800人余であった<sup>13,14</sup>。

このような青年学級助成制度は1950年前後、全国各地に広がり青年団関係者の間でも知られるようになり、日青協において熊本県団の主張も説得力をもって受けとめられ、定時制高校の増設、社会教育費の増額とあわせて議論がなされた(可決)。日青協は青年教育対策特別委員会(1951年度)<sup>15</sup>を設置し、衆参両議会・文部省・大蔵省、その他関係機関に法制化の要望書を提出、1952年2月には請願書を衆参両院文教委員会に提出した(採択)<sup>16</sup>。

## (2) 青年学級法制化の「実現促進」から「反対」へ：1952～1953年

しかし、日青協第二回定期大会(1952年5月15-18日、福井)において静岡県団より青年学級の自主制確立及び法制化反対(第七号議案)が提案された。前年度同様に熊本県団からは法制化実現促進(第六号議案)が提案されており、賛否両論の大議論となった。そこで、静岡県団は次のように主張した。

この一年間で大きく社会情勢が変ってきた。今日のような逆コースや中央集権、官僚統制への復帰、全体主義的な傾向のある中での法制化は、文部省のいっているような財政的裏づけのみでは終らなくなる。とくに青年の自主的な勉学意欲に根ざさず、青年団が運営の主体者にならないような青年学級の振興対策は、有害無益である。<sup>17</sup>

両議案は真っ向から対立し、いったん「賛成」が可決（第二小団）されたものの最終日の本会議で常任理事会（会長・執行部）が「反対」を提起して論議が沸騰した。2時間余にわたる討論の後に行われた採決は可否同数であったが、再度の討論の末、法制化反対79、賛成33で最終的に法制化「反対」が可決された。この様子はジャーナリズムも大きく取り上げ、NHKはラジオで会議の模様を全国放送した<sup>18</sup>。

この定期大会後、日青協は青年教育振興対策委員会（1952年度）を設置し議論を重ねた。そこには、寺中作雄（文部省社会教育局長）、駒田錦一（国立教育研究所青少年教育部長）（いずれも1952年6月24-25日、第一回委員会）、宮原誠一（東京大学教育学部助教授）（1952年12月6-7日、第三回委員会）<sup>19</sup>も出席した。1953年1月、文部省が青年学級法制化準備に着手したとの情報を受け、同委員会は青年学級法制化反対声明書を作成して国会提案阻止運動を展開した。

日青協第三回定期大会（1953年5月12-15日、東京・日本青年館、以降略）でも法制化「反対」の方向が確認された<sup>20</sup>。青年教育特別対策委員会（1953年度）が設置され、6月20日には、宮原誠一、吉田昇（お茶の水女子大学文教育学部助教授）<sup>21</sup>との協議も行われた。同時期（1953年6月25日～7月4日）に開催されていた第4回青年団指導者養成中央講習会でも宮原誠一は講義「青年団と青年学級」を行っている。そこで宮原は、産業復興と生産教育を基盤とする知的に高い勤労青年の教育を目指すべきとして、「一定の程度まで系統的な勉強をやらなければ、知的に高い勤労大衆とはなれない。そういうことを胡麻化して、“生活に密着したダイナミックな学習”とか、“固定した学校教育の枠を破った生活学習”とか結構だらけの美しいことばをつかってもだめです。（笑声）」と自然科学・社会科学に関する系統的な勉強の必要を述べ、「すべての国民に完全なる中等教育を」を目指し、青年学級ではなく高校定時制課程を根本的に改善することで勤労青年教育の展望を見出すべきとの見解を示した<sup>22</sup>。この頃、文部省は法案を国会へ提出、理由説明を行い（6月末）、衆議院（7月27日）・参議院（8月7日）での可決を経て、青年学級振興法は公布施行（8月14日）された。

ところで、当時、日青協と文部省との間では全国青年大会の主催をめぐる緊張をはらんだやりとりがなされていた。青年大会とは、全国から参集する青年によるスポーツ・芸能文化の祭典で、原点は1924年の神宮外苑競技場（現・国立競技場）での第一回明治神宮競技大会にある（1926年より明治神宮体育大会と改称）。1946年に始まる国民体育大会（国体）に陸上競技・剣道・相撲が設けられなかったことから、日青協は文部省に要望を提出して折衝を重ね、1952年、スポーツに芸能文化と青年会議（講演会・討論会・協議会）を加えたサンフランシスコ講和条約締結記念の全国青年大会を開催できる見通しとなった。しかし、文部省は日青協を主催団体に加えることに難色を示したことから<sup>23</sup>、日青協はこれに反発（「主管」として参画）、翌年以降も同様のやりとりがあり、1954年には「不参加声明」を発表するまでとなった<sup>24</sup>。

また、1952年～1953年は青年たちの間でとりわけ政治的な関心が高まっていた。日青協第三回定期大会（1953年5月）では、団体としての政治的立場が問われ、憲法擁護、平和教育、政

治教育を前面に出すべきといった白熱した議論が行われた<sup>25</sup>。修正案・再修正案の討論の末、運動方針前文は、国際情勢を踏まえ平和と独立への願いの下、「青年団は単なる教養団体の域にとどまることなく、更に政治的な感覚を身につけ、生活と生産に結びついた運動を徹底させるべく、地域社会の実情を批判分析」と修正された。基本方針も修正され、「憲法に基づく政治教育の徹底」が筆頭に掲げられた<sup>26</sup>。青年学級法制化「賛成」「促進」から「反対」「阻止」への転回は、こうした状況の中でのことであった。

ただし、その転回をすべての青年が支持していたわけではない。大会等での激しい対立に象徴されるように日青協内の政治的立場は一様ではなかった。市町村・地区・集落・字を活動の基盤とする青年たちの中には、日青協の立場を一貫して青年学級法制化「賛成」と理解していた者もいるほどで、法制化「反対」への転回は混乱を招いていた。1953年度総括の中で日青協執行部は、「単位団では反対理由が充分浸透していなかった」「下部単位団よりもり上がる大衆的圧力の裏付けが無かった」「なぜ反対しなくてはならぬかを正しく理解せず中には法制化促進を希望した促進陳情運動を起す単位団」もあったとして「阻止運動の戦線不統一」と十分な情宣活動がなされなかったことが「反対」運動が成就しなかった要因だったと結論づけた<sup>27</sup>。

しかし、本稿の関心からすれば注目すべきは、こうした執行部の「反省」よりも、異なる政治的立場に立つ者が一同に会し緊張感のある議論と関係を繰り広げていたこと<sup>28</sup>、巨大組織の中核とも言える日青協と地域の青年団との差異が露呈したことである。

### (3) 勤労青年教育のあり方をめぐる議論：1953年～1954年

青年学級振興法成立を受けて日青協は「青年学級の自主性を守る」「一千三百万の勤労青年の本質的な教育体制確立の努力を続ける」などと掲げた声明を発表した（1953年8月27日）。翌9月2-3日には、第二回青年教育特別対策委員会（1953年度）を開催し、「法案通過後の青年団の対処すべき途」を協議した。それに先立ち吉田昇と宮原誠一が各々90分ずつ話をして委員らと意見を交わした。日青協に残されている手書きのメモによると、この時、宮原は、法制化に現場が賛成しているのは「貧乏まけ」であり、低度のもので農村青年の教育が固定化されては困る、今後の対策としては青年学級振興法による「実害」を減らすため監視する必要があるとして、①青年学級の運営に積極的に参加しイニシアチブをとる、②学校まがいのものにならないようにグループ活動的なものにする、③グループ活動を公民館を基盤としてやる、④勤労青年と一緒にやってくれる高校の教員を探す、⑤無理な場合には青年学級を作らせない、といったことが求められる、そして青年学級の位置づけをはっきりさせるためにも日青協は独自の勤労青年教育体制の大綱をつくり上げるべき、などと話したと見られる。他方、吉田昇は、法令が発された以上、今後は青年学級の実際を問題にしてゆくべきで、青年たちが自分たちで青年学級を運営していくことを目指し、スポーツやレクリエーション、見学旅行やグループ学習などを含め青年団の活動をそのまま青年学級として認めさせる方向を提案した<sup>29</sup>。なお、ここには各県からの委員と日青協役員の他、文部省から小林毅（社会教育課課長補佐）も同席していた。

日青協としても、青年学級法制化への対処を迫られる形で「反対」運動を展開したものの、勤労青年を中心に据えた教育のあり方について十分な検討を行ってきたわけではなかったことから、その研究を深めるため新たに2つの委員会を設置した。1つは各地域ブロックから選出された代表による青年教育特別対策委員会小委員会（以下、小委員会）<sup>30</sup>、もう1つは「学識

経験者」を含む勤労青年教育専門委員会（以下、専門委員会）である。専門委員会の学識経験者委員（肩書は委員会設置時資料による）は、宮原誠一（東京大学教授・社会教育）、吉田昇（お茶の水女子大学助教授・青年教育）、伊藤昇（朝日新聞社論説委員）、山田清人（国立教育研究所員）、滝本邦彦（文部省視学官）、五十嵐顕（東京大学助教授・教育行財政）、山内太郎（東京大学助教授・中等教育）で、第七回（1954年2月17日）から丸岡秀子（評論家）が加わった<sup>31</sup>。

日青協理事会による設置承認を経て、1953年12月より動き始めた専門委員会は集中的に議論を重ね（12月4日、8日、10日、22日、29日）、12月下旬には「勤労青年教育基本要綱」の内容をほぼ固めた。草稿は吉田と日青協役員が作成した。1954年に入り専門委員は分担執筆で『勤労青年教育基本要項解説』<sup>32</sup>の作成に着手した。その前文において、宮原は、生産労働から遊離した高校教育（定時制高校含む）を批判し、同時に、社会教育の名の下での「劣弱な教育施策」（補習教育的青年学級を含む）にも警告を發して、それを勤労青年教育と考えることの危うさを指摘した。そして、青年期の教育における第一義は勤労青年教育にあるとして「働きながら学ぶことこそ青年教育の正系であるとするような学校教育および社会教育の新たな体制をつくりだす」ことを掲げた。この要綱は全体的に理念や方向性をうたった抽象度の高い内容であるが、なかには具体的・実践的な事例（第五項・山田）<sup>33</sup>、青年学級新聞に掲載された青年の生活記録の引用・紹介（第六項・横山）も盛り込まれた。特に第七項で吉田は自主的・科学的な態度と昔からの習慣や態度との矛盾を自覚して地域社会や職場を科学化・民主化するような働きかけの必要を指摘し、①課題の設定、②調査、③計画、④世論の支持の獲得、⑤提案と推進、と具体的な条件と手順を挙げて社会活動の実践による教育を提案した。

この勤労青年教育基本要綱は、小委員会および青年教育特別対策委員会（1954年4月8－9日）で承認された後、日青協第四回定期大会（5月11－14日）で決・採択され正式決定を見た。「1. 勤労青年教育の基本理念の確立（勤労青年教育基本要綱の起草）」「2. 基本要綱に基づく教育方法の研究（教育制度、内容、方法、教育体制の研究）」<sup>34</sup>「3. 基本要綱に基づき望ましい教育方法を打出すための現状実態の分析研究（(1) 青年学級、(2) 定時制高校、(3) 青年団学習活動）」を目標とする専門委員会は、1954年度も活動を継続することとなった。また、この大会で、青年団の学習（共同学習活動、地域社会の民主化のため強力に推進）、青年学級（現状を批判的に研究）、定時制高校、その他の分野（産業開発青年運動、農村青少年クラブ運動（4H運動）、通信教育、各種学校、社会教育における施設の利用）についての検討を盛り込んだ「第6号議案 勤労青年教育の体制確立について」も採択された。

1953年度の専門委員会と並行して青年教育特別対策委員会・同小委員会も現地調査を実施した（栃木県大谷村（2月16－17日）<sup>35</sup>、佐賀県曲川村・住吉村・唐津市竹木場地区（3月24－26日）<sup>36</sup>、福島県伏黒村（4月29日、役員との座談会））。また委員や全国の県団関係者に対して各々地元の青年学級について調査するよう依頼し（1953年12月）、その結果を集約した。ここでは、青年学級と共同学習および青年団との関係が議論となり、日青協会長は、各委員および担当執行部宛てに「法の適用を受けている青年学級に青年団が積極的に参加し共同学習を取り入れることの可否」について意見提出の依頼を行っている（1953年12月23日付）<sup>37</sup>。

ただし、この時点で、共同学習をどのようなものとしてとらえるのかは漠然としており、委員会関係者の中でも、その認識の仕方には幅があった。確かに、これに先立つ1953年8月、青年団研究所（同年6月、日青協が設立）が青年団調査とともに「共同学習の手引」作成に着手し、1954年1月には『共同学習の手引』を刊行していたが、そこに収められた、論稿「共同学

習の本質」(吉田昇), 事例紹介「青年団と共同学習」(今井正敏), 座談会「青年教育と共同学習」(吉田昇, 滝本邦彦, 永井三郎, 駒田錦一, 今井正敏, 辻一彦, 宮原誠一, 福本春男, 司会・横山祐吉)を見ても, 共同学習のイメージは論者によって異なっている。そこにおいて事例紹介を担当することになった今井正敏は, 「共同学習」と呼びうるような実践事例」を紹介してほしいと長野県団の成沢栄一に相談したという<sup>38</sup>。また, 青年団指導者養成講習会(日青協)では, それまでワークショップ(第2回, 第3回)と呼んできたものを第4回(1953年6月25日～7月4日)より共同学習と言いかえており, ここで共同学習はワークショップやグループワークと同義であった。

これらの動きとは別に, 同時期, 山形県では「共同学習」を定式化する動きが起きていた<sup>39</sup>。青年団(山形県連合青年団)・婦人会(山形県婦人連盟)で, 町村合併や物価上昇といった暮らしの中の問題を考え行動に結びつける主権者の学習(政治学習)が活発化し, 「政治教育における共同学習」(西村直次, 1953年11月)や小冊子『学習のすすめ』(山形県政治教育推進委員会, 1954年1月)が作成・発表され, それまでの小団活動を「共同学習」として意識的にとらえ直すようになった<sup>40</sup>。ここで「共同学習」とは, 小団(20名程度以内)が「実際にあたって調べ, 事実在即して行う」継続的な学習を指し, 自主的な計画を実践に移すことを通して皆が共同して住みよい社会を築くことをねらいとするものとされた<sup>41</sup>。

以上のような状況から, この頃, 共同学習とは, 主権者の学習(政治教育)として行われる小団活動としての自覚的認識(山形県)を伴いつつ, グループワークを含む様々な小団(小集団)の学習・活動を総称して使用されていた。

以上, 本節では, 日青協が, 青年学級法制化をめぐる議論において政治や社会情勢への問題意識を高める中で勤労青年教育を自覚的に検討する場を設定していった経緯をたどった。「促進」か「阻止」かをめぐる混乱と, 「反対」運動の「失敗」「挫折」によって, 青年学級も含めた青年教育のあり方への包括的な検討が促され, 日青協は, 学識経験者らの提案や協力を得ながら, その研究に着手した。そこでは, 制度・内容・方法の検討を視野に入れていた。

### 3. 全国青研という着想とその計画: 1954年後半～1955年初頭

#### (1) 青年教育の実態調査

青年教育の検討は, 青年団の学習活動のあり方と, 青年団以外にも視野に入れた勤労青年教育のあり方(体制)という大きく2つの課題が設定され, 1954年度の見通しとしては, 実態調査によってこれを行うことが目指された。

実態調査は, 都市近郊農村の実例として神奈川県高座郡渋谷町(当時)で行われた(予備調査第1回1954年4月17-18日, 同第2回7月9日, 本調査7月17日～22日)。本調査は, 専門委員から宮原誠一(病気のため途中不参加), 吉田昇, 碓井正久の3名が, 日青協から辻一彦, 若宮きぬ, 成沢栄一, 横山祐吉, 石藤周市, 吉川弘らが参加し, 調査の実務には大学の助手・学生<sup>42</sup>が加わった。調査結果の整理と報告書執筆は碓井が担った。調査の内容は, 渋谷町の概況をデータによって詳細に把握した上で, 町内の教育機関(青年学級, 青年集団, 定時制高校, 通信教育, 各種学校・私塾, 工場学校)の実態を確認しながら青年たちへの集団面接を行い, そこでの問題・課題を明らかにするものであった。集団面接は, 青年学級生(農業・長男, 農

業・次三男、農業・女子、年長者、商業、務め人)、定時制高校、塾・洋裁学校生といった属性を同じくする小グループを編成し、集まった青年たちが自由に話しあう形式で行われた。調査の総括として確井は、これらの教育機関はどれも「生活の向上にむすびついて青年たちの学習態勢を作ってやるということにかんしては、ほとんど大差なく、用に立つようになっているとは思われない」とし、「この現状に対して、一片の処方箋を欠くことは困難」と結論づけた<sup>43</sup>。

この結論を受けての日青協の総括(1955年定期大会)は、調査が画期的な方法で行われたことを評価した上で、今後の分析に期待すると指摘するにとどまっている<sup>44</sup>。踏み込んだ調査によって実態を把握することは達成されたものの、その結果をもとに直接的に青年教育のあり方を議論することは難しかったのであろう。あるいは、リアルな実態把握が達成され、その過程で青年たちへの共感が芽生えたことも<sup>45</sup> 性急な制度・政策論議を躊躇させたと考えられる。

これに対して、同じ総括において日青協が1954年度の「大きな成果」と評したのが全国青研であった。「わが国青年団運動に、一大転機を画したといわれる全国青年問題研究集会の成功のために、綿密な準備計画の研究討議から、直接集会の運営や討議の、助言指導にいたるまで、じつにできせつつあつねしんな研究と指導が、おしみなくつづけられた」と専門委員会の活動を評価した。そして翌1955年度運動方針には、全国青研の内容を前面に出しながら「共同学習活動を青年団運動の基本的な柱としてこれをおすすめしていきたい」と掲げた。

ところで、少なくとも資料を見る限り、全国青研は、1954年度当初から明確な意図や計画をもって進められた事業とは言い難い。それは、手探りで模索した末に行きついた一つの到達点であったように見える。以下、それがどのように準備・計画されたのか、その経過をたどる。

## (2) 全国青研という着想と日青協における位置づけ

全国青研は、日青協の1954年度運動方針に盛り込まれてはいたものの、ほとんど関心を寄せられていなかった。運動方針作成過程(1954年1月～4月)では議題となっておらず<sup>46</sup>、定期大会(1954年5月11-14日)では特に説明もなされず質問や意見もなかったと見られる。

では、それは、誰によって、どのように提案されたのか。

直接的にそれを示す資料は確認できていないが、勤労青年教育委員会の中から出てきた提案と目される。1954年度運動方針「勤労青年教育体制確立について」(第六号議案)に、「下より教育をつみ上げる研究集会<sup>47</sup>」として勤労青年教育研究集会<sup>48</sup>が盛り込まれ、「全国青年問題研究大会を目標として、地方大会を開催し、これらの順序をふんで」行うと提起された。勤労青年教育研究集会を含む全国青研開催が想定されていたことがわかる。

ここには日本教職員組合による全国教育研究大会(以下、全国教研)の直接的な影響が見てとれる<sup>49</sup>。「全国青年問題研究大会」という集会名称、参加者レポートの報告による分科会討議、郡市部一都道府県大会一全国大会へという「積み上げ方式」での開催<sup>50</sup>、刊行された報告書の名称(全国教研は『日本の教育』、全国青研は『日本の青年』)はいずれも類似している。加えて、そこに講師や助言者としてかかわる「学識経験者」(五十嵐・丸岡・宮原・山田・吉田ら)は、日青協の勤労青年教育専門委員と全国教研の分科会講師を兼ねていた。日青協副会長(1953年度、1954年度)で担当役員だった辻一彦<sup>51</sup>は、「二十九年度は、全国的な共同学習運動の展開による具体的な活動を交流し、実践の中から理論を生み出そうと「全国青年問題研究集会」が計画された。これは日教組の教研集会に学ぶところが多かったが、静岡教研、松山教研には

助言者の吉田先生とともに私も参加し、全国青研の具体策を練った」と証言している<sup>52</sup>。辻を含め青年団員、特にリーダー層には、教員や教員経験のある者もあり<sup>53</sup>、青年学級にかかわる中学・高校教師も多く、当時、青年団・青年学級と学校教育とはきわめて密接な関係にあった。

実際、第3次全国教研（1954年、静岡）の勤労青少年教育の分科会参加者によると思われる報告文が、勤労青年教育小委員会による栃木県・大谷村青年学級調査（1954年2月16-17日）の報告冊子に附録（筆者名記載なし）として収録されている。1950年代前半、全国教研では、勤労青年教育を分科会テーマに設定しており、その生活環境や定時制高校・青年学級の実情とそこでの教師の奮闘ぶりも報告されていた。第3次全国教研では、青年学級は定時制高校とは異なり地域産業の担い手として固有の役割を担っているという意見（熊本）に対して、「できるだけ学校教育へ青年を引張って行くという方法が必要」（東京）、「青年学級の性格について根本的に疑問」（分科会講師）と青年学級法制化「反対」の立場が表明され、議論になっていた<sup>54</sup>。総じて、学校教育を主軸とした勤労青年教育という視点から定時制高校（後期中等教育）の整備とそこでの教育をいかに行うかが共通の関心であったと言える。これに対して第4次全国教研では、青年学級の存在自体やその法制化の是非ではなく、青年団・青年学級・定時制高校での活動や教育が議論された。ここでの参加者の関心は、学校や施設の教育環境や教育への機会を十全に保障する労働・生活環境の改善であった<sup>55</sup>。

このように、全国教研において、勤労青年教育、青年団、青年学級について熱心な議論が行われていたことは、日青協をはじめ青年団・社会教育関係者を触発したものと考えられる。ただし、集会の開催方法を含む、その取り組みの具体的なイメージが共有されているとは言えず、1954年度当初、全国青研の位置づけや方法は曖昧で具体性は見られない。日青協1954年度基本方針は3つの柱「組織の強化」「学習活動の展開」「社会活動の促進」からなり<sup>56</sup>、これにそって事業計画が配置されているが、全国青研はこの柱の外に記載されていた。

他方、1954年度運動方針は学習活動の推進を前面に出した点に前年度との変化があった<sup>57</sup>。ここでの学習活動とは、「単なる教養を身につけたり知識を得るといったようなものでなく、その問題の原因を探求し、それを解決するにはどうしたらよいか」「とことんまで掘り下げて行けるような」ものとされ、それは、「地域に存在する身近な問題」に取り組む社会活動と両輪となって行われる必要があると提起されていた<sup>58</sup>。

具体的には、政治学習（公明選挙活動、弁論大会（平和問題）、憲法学習、国際理解）、生産学習（共同研究、一人一研究、産業振興大会）、生活学習（生活記録活動、郷土実態調査、生活改善研究大会、貯蓄運動、文化活動、全国青年大会）が掲げられた。これらの政治学習・生産学習・生活学習を「下から積み上げ」、それを組織する研究機関として、平和教育、女子活動、青年教育、産業開発の4つの委員会が位置づけられた。また、社会活動として、勤労青年教育基本理念の確立と具体策の研究（勤労青年教育特別委員会、専門委員会の設置）、地域社会民主化（資料配布、情宣の徹底、各種事業学習活動）、二三男対策・産業開発青年運動、社会福祉事業、世界の青年運動との提携が掲げられた。以上の各事業は個別にはほぼ前年度の継続であるが、それらを「学習活動」という視点から据え直したところに1954年度の新規性があった。

この背後には、青年団という集団と組織の根本的な見直しの必要という問題意識もあったと見られる。日青協執行部には、「大会や理事会では、威勢のいい論議がなされ、決議されても、その場かぎりで終わる傾向が強く」「団活動の実態を見ると、一部の幹部だけが活動していて、団員はお客さん意識やお義理意識が強く、主体的に活動に参加していない」「(活動も)恒例的

な行事のくり返しに終わっていて、運動体的でない」「レクリエーション行事には参加するが、学習会などには参加者が少ない」「教育委員会などの行政からの補助金や委託金に頼っている面が多い」「団活動も教育委員会や大人に依存する傾向が強ま」っていると危機感が共有されていた<sup>59</sup>。

### (3) プログラムと方法：「問題意識を起す」「問題をつかむ」

全国青研について日青協は準備委員会を発足させ<sup>60</sup> 大会開催要項の作成にとりかかった。「とにかく、初めての取り組みであったため執行部は大変な意気込み」で「全精力を集中」して取り組んだという<sup>61</sup>。常任理事会、青年団運営研究会（6月11-14日）を経て、7月に機関紙『日青ニュース』（毎月5日、15日、25日発行）などを通じて公表・周知された開催要項には、その意図や参加までの道程が詳細に説明されたが、各県団からは、参加者の人数やその選出方法、費用負担、日青協による県団への関与をめぐる問題など<sup>62</sup> 実務的・組織的な手続きに関する事柄について質問や意見が相次いだ。町村、郡市、県、「中央」への「積み上げ」を実現するため、夏までに郡市大会を、11月末までに県大会を開催し、そこから各県5名の参加者を決めると提案されていたが<sup>63</sup>、県団は必ずしもその趣旨を十分に理解できていなかったという<sup>64</sup>。

ところで、この時期、日青協執行部は、東西冷戦により分裂した国際青年組織の双方との交流と関係構築に向け多忙を極めていた。鈴木重郎（副会長）は、フィリピン、イタリアを経てオーストリア（ウィーン）、ハンガリー（ブタペスト）に入り、国際農村青年会議に出席、その後、モンゴル経由で中国に入り、世界民主青年連盟（1945年11月発足）理事会に出席、さらに朝鮮戦争や中国国内各地を視察し、第一回人民代表大会閉会式にも出席（招待）した後に帰国した（7月10日～10月12日）。その旅行記には、中国国内で目にした「業余学校」と「共同学習」が印象深かったとある<sup>65</sup>。また、同年8月には、辻（副会長）、高橋（常任理事）ら3人が世界青年会議に出席するためシンガポールへ、同じく、横山（青年団研究所）は国際ユース hostel 連盟総会に出席するため西ドイツへ出向いた<sup>66</sup>。そのため、1954年8月5日の理事会では執行部がそろわず、十分な議論ができないと理事から批判が出るほどだった。

日青協執行部の全国青研への「意気込み」の背景には、こうした世界情勢との直接的な対峙があった。同時に、時間的・物理的に、全国青研開催への具体的な準備や計画に十分議論が尽くされたとは言い難かったことも予想される。この間、日青協は、小冊子『研究集会の手引』（日青協青年団研究所、以下「手引」）を作成・配布し、説明を重ねた。この「手引」は、7月20日（ガリ版刷り）、8月9日（ガリ版刷り）、12月1日（活版刷り）と改訂を重ねて少なくとも3回作成されており、主催者側の手探りの様子がうかがえる。

開催要項と「手引」をもとに全国青研の意図とそれを実現する手立てを整理すると次のようである。全国青研は、「青年の生活と生産につらなる団活動とはどんなものかを実際に起こった問題、現実にあったことがらの中から引きだし、「悩んでいることを上に報告するのではなく、みんなで力を合わせてどう解決していくかの実践の方法をつかみとる」ために行われるものであり、そのためには「単位団で問題になっているものを自由に」出すことが求められる、「身近なところから、問題意識を起こさす」「討議を誘発するための問題のつかみ方」こそが重要であり、「問題点を明にするものや、問題意識を強めるものを実際に体験し実践して来た事実の中より選ぶことが大事」であるとされた。そのため参加者には、地域で実際に活動を行っている青年団のリーダー（地区・市町村などの単位団長）が望ましく、5名のうち女子2名以

上を含むことが求められた。

このような意図が、県団等にどこまで共有されたのかは疑わしい。ただ、日青協事務局には、「研究集会」とはどのようなものなのかと多くの問合せが寄せられたことを見ると<sup>67</sup>、そこには、全国青研が、従来の一人一研究・共同研究（産業振興）<sup>68</sup>や生活改善の発表大会<sup>69</sup>、弁論大会、青年団指導者講習会、青年大会とは異なるものだと認識があったことはわかる。1954年度に実施された青年団指導者養成中央講習会（表1-1, 1-2）<sup>70</sup>と比較すると、全国青研（表2）は4日間のうち20時間を分科会討議に当てるなど対照的である<sup>71</sup>。

その際、問題を提起し、課題を設定する具体的な方法として採用されたのがレポート（記録）の作成であった。「手引」は、その書き方の説明に加えて、様式の例示と複数のレポート実例を掲載し、イメージの喚起に努めている。書き方は、「自由で」「形式にとらわれることはない」としながらも「内容的に必要なこと」を落さないようにするために、「どこで、誰が、いつ、どのようなことをしたか、それがどうなったか、どんな点が残っているか」を書くことが大切だと解説している。ここには生活綴方の直接的な影響を確認できる。第5回青年団指導者養成中央講習会（1954年6月25日～7月4日）では、無着成恭を助言者とする講義「青年団の生活記録」（表1）も行われていた<sup>72</sup>。全国青研開催直前の1955年1月には、日青協関係者有志によって生活記録研究会を発足、機関誌『生活記録運動』の発行も始めている。

また、「感情に走らず、冷静に、科学的に」書くように促し、研究の裏付けとなる資料の出所も明記すべきともしている。例示として、「動機（序説）」「実践研究の方法」「経験または調査報告（実例）」「問題点」「結論（残された問題とその対策）」「その他（資料、図版、附表、文献等）」を順に書くことと指南している。ここには、一人一研究・共同研究<sup>73</sup>、生活改善・生活記録、4Hクラブなどに共通するプロジェクト研究の方法が活用されている。なお、ここで想定されている生活記録とは、金額、時間、数量など数字による記録のことである。

「手引」に収録されている例示のレポート7本（12月1日版）のタイトルは、「女子青年の手で実現した季節保育所」「青年団役員の職務が重く公私の生活を圧迫している」「町村合併と青年団活動」「青年学級生に対する雇主の圧迫」「女の子は金食い虫か」「喜んで嫁にいける農村をつくろう」「仕事の記録」を記帳して」である。各レポート末尾に付された講評（筆者名記載なし）は、書き方の助言に加えて、レポートの内容をより大きな問題の中に設定しなおし、深く考えてみるべきと思われる点を指摘している。具体的な事例に触れることで、「問題意識を起す」「問題をつかみとる」ことが促されると考えられたのであろう。「問題」の例示（あるいはレポートのテーマ例）も20項目列記されていた<sup>74</sup>。特に20項目目の「女子青年と封建性」については、「それぞれ実践して成功したことや失敗したことさらにいろいろな困難を克服しながらどこまで実践できるかまとめてみよう」として、「男女交際のあり方」「冠婚葬祭の簡素化」「共同炊事」「女子青年だけで教養雑誌やパンフレットを出していること」「生活記録をつけてそれをもとに話し合いをしていること」「新聞の切り抜きを利用して自分たちの問題と関係づけて学習していること」「子どもクラブを結成していること」「自主財政問題」「奉仕団体としてつかわれることをさげようとするがさげられないこと」「個人の利益と村づくり的奉仕観とのいたばさみ」「父兄の世論を獲得できず失敗した社会活動」など多数の具体的な例示がある。

表 1 - 1 第 5 回青年団指導者養成中央講習会の内容（1954年 6 月 25 - 7 月 4 日, 浴恩館, 73名）

第一部 講義A	①農村社会の課題=古島敏雄（東大助教授） ②青年団運動の方向（シンポジウム）=吉田昇（お茶大助教授），浪江虔（農山漁村文化協会常務理事），鈴木重郎副会長 ③青年団の社会活動=寒河江善秋常任理事 ④青年団の共同学習活動=辻一彦副会長，助言・永井三郎（YMCA副総主事） ⑤青年団の組織（パネルディスカッション）=福武直（東大助教授），今井正敏（青年団研究所委員），鈴木重郎副会長，寒河江善秋常任理事，大田正子常任理事 ⑥主体性確立三ヵ年計画=福本春男事務局長 ⑦青年団のメンバーシップ（団員意識をいかに高めるか）=横山祐吉（青年団研究所所長）
第二部 講義B	①青年団の調査活動=今井正敏，助言・横山祐吉 ②青年団と勤労青年教育=成沢栄一常任理事，助言・宮原誠一（東大教授） ③青年団で行う平和教育=曾我武雄常任理事，助言・伊藤昇（朝日新聞論説委員） ④青年団の生産学習=寒河江善秋常任理事 ⑤青年団の女子活動=若宮きぬ副会長，助言・丸岡秀子（評論家） ⑥青年団の生活記録=城宝栄作情宣部長，助言・無着成恭（教育家，『山びこ学校』編者）
第三部 実技指導	歌とゲーム，フォークダンス，キャンプファイヤー，創造劇，読書会
第四部 共同学習	

（出所）『第 5 回青年団指導者養成中央講習会』（日本青年団協議会，1954年 6 月 25 日 - 7 月 4 日）記録資料および日本青年団協議会編『日本青年団協議会二十年史』（財団法人日本青年館，1971年）より作成（辻）。

（注 1）「第四部 共同学習」は前回（第 4 回）までの「ワークショップ」を改称したもので青年団運営管理の諸問題をグループで究明する活動だったと考えられる。

（注 2）肩書は掲載資料における記載をそのまま表記。

表 1 - 2 日程表（同上）

	【第1日目】	【第2日目】	【3日目】	【4日目】	【5日目】	【6日目】	【7日目】	【8日目】	【9日目】	【10日目】
6:00		起床・洗面 掃除・朝食	起床・洗面 掃除・朝食		起床・洗面 掃除・朝食		起床・洗面 掃除・朝食	起床・洗面 掃除・朝食	起床・洗面 掃除・朝食	起床・洗面 掃除・朝食
7:00										
8:00	受付	(講義B) 青年団の 調査活動	(講義A) 青年団運動 の方向 (シンポジウム)		(講義A) 青年団主体性 確立三ヵ年 計画		(講義A) 青年団の メンバー シップ	(講義A) 青年団の 組織 (パネル)	(実技指導) 読書会	発表会
9:00		ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	起床・洗面 掃除・朝食	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)		
10:00			ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	
11:00	開講式		昼食	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	ワークショップ (共同学習)	(講義B) 青年団の 行う平和教育	ワークショップ (共同学習)	反省会
12:00	昼食	昼食	現地へ出発	昼食	昼食		昼食	昼食	昼食	昼食
13:00						自由時間				
14:00	諸打合せ	(講義B) 青年団の 女子活動	青年団 現地研究 (座間町)	(講義A) 青年団の 社会活動	ワークショップ (共同学習)		(講義B) 青年団の 生産学習	(実技指導) R	ワークショップ (共同学習)	閉講式
15:00	(講義A) 青年団の 共同学習活動	(実技指導) R		(実技指導) R	(実技指導) R	(実技指導) R		(実技指導) R	(講義A) 農村社会の 建設	(実技指導) R
16:00										
17:00	夕食・入浴	夕食・入浴		夕食・入浴	夕食・入浴		夕食・入浴	夕食・入浴	夕食・入浴	散会
18:00										
19:00	お茶の会	現地研究の 打合せ		(講義B) 青年団の 生活記録 活動と映画	(実技指導) 創造劇		(講義B) 青年団と 勤労青年教育	(実技指導) キャンプ ファイヤー	(実技指導) 別れの会	
20:00					自由時間		自由時間	自由時間	自由時間	
21:00	自由時間									
22:00	消灯・就寝	消灯・就寝		消灯・就寝	消灯・就寝		消灯・就寝	消灯・就寝	消灯・就寝	

（出所）『第 5 回青年団指導者養成中央講習会』（日本青年団協議会，1954年 6 月 25 日 - 7 月 4 日）記録資料より作成（辻）。

（注）実技指導の「R」は「レクリエーション」を指すと考えられる。

表 2 - 1 全国青年問題研究大会日程表（1955年2月18-21日）

	【1日目】	【2日目】	【3日目】	【4日目】
9:00				
10:00	受付 打合会 (司会者・助言者)	分科会	分科会	全体会議 ・議長選出 ・分科会研究報告 ・批判検討 ・助言者代表意見発表
13:00	開会式			
14:00	大会運営 打合会 (係紹介、日程、生活他)			
15:10	演劇			
16:00	分科会			
18:00	懇親会食	懇親パーティ	打合会 (司会者・助言者)	
20:00		打合会 (司会者・助言者)		

(出所)『全国青年問題研究大会資料』(1955年2月18-21日)をもとに作成(辻)

(注) 開会式後の「演劇」は1954年度全国青年大会で最優秀を受賞した青年団による上演。

### (3) 吉田昇と共同学習：ユースワークとしての青年教育

このような全国青研の準備と計画には、専門委員の協力<sup>75</sup>、なかでも吉田昇の関与が大きかった。担当役員の辻(副会長)は、「第一回青研のレポート添削方式、助言者団編成、地方集会の持ち方など<sup>76</sup>、当時の日青協青年団研究所の石藤さんらとともに、常に吉田先生が相談相手であった」と述べている<sup>77</sup>。日青協に残されている手書きのメモによると、青年学級振興法成立後、専門委員会発足後まもない1953年12月、吉田は日青協役員に対して、過激な意見ばかり出しすぎて反対の力に押しつぶされないか、何が平和かは問題であるがそれを青年自身が話したり考えたりしなくなったらたいへんだ、背伸びをしないで背丈にあったものをしてゆくこと、単位団が考えることが今はとても重要だ、手近なものから社会活動を行い、それをどうやっていったらいいか、その中で何が正しい社会活動であるかを討議することだ、と話していた。専門委員会の議論の中でも、青年たちの学習活動は、学問と生活を遊離させず、具体的な生活実態の上に立ちながら、自分たちの生活の中で広い理解と結びつけていくことが重要だという

のが吉田の意見だった<sup>78</sup>。これを具体化するための方途を、日青協役員は吉田と相談しながら検討したと考えられる。

1950年代前半、吉田は、価値観の形成過程とそれを「指導」という教育の問題を理論的な側面と具体的・実践的・方法的な側面の両方から探究していた<sup>79</sup>。『教育方法論』（朝倉書店、1951年）では、ドイツ的な超越的価値教育学とともにアメリカで発達した教育技術にも批判的な視点を向け、価値判断の構造と価値観の形成は、いくら分析しようとしても自然科学的な探究だけでは不可能であり、時に知的な探究とは相反する価値判断がなされる事実も踏まえて、より広い視野でそれを考えようとしていた。J.デューイを踏まえて、「次世代の人びとの自主的な判断を妨げずに、しかもそれを促進する意味で、価値観を伝えるにはどうしたらよいであろうか」と問いを立て、以前より関心を寄せていた青年の教育にそくして、その検討を行っていた。現実の青年教育にかかわる契機は、1950年4～5月、お茶の水女子大学で開催された教育指導者講習会（IFEL）で、駒田錦一（文部省）、ドナルド・M・タイパー（民間情報教育局（CI&E）青少年部長）とともに青少年指導のコースを担当したことであったという。吉田の「青年教育の歴史と課題」（共編著『青年教育』朝倉書店、1951年）、『青年運動』（金子書房、1952年）は、占領体制終了後の日本社会を見すえながら、そこにおける青年運動の展望をどこに見いだすべきかという現実的な問題意識の下で著されたもので、ここから日青協との関係が始まった<sup>80</sup>。

ところで、その著作「青年教育の歴史と課題」（1951年）の冒頭で吉田は、「ここで述べる青年教育とは、ユース・ワーク（Youth Work）の意味であって、学校の形態をとって知識の技能を授けるものは含まれていない。即ち、ここで用いる青年教育という言葉は、青年が自発的に行う、より自由な活動を基本とし、それをできるだけ容易に、且つ正しい方向に指導して行くという意味に解釈されなければならない」とした。セツルメント、レクリエーション、遍歴による世界観の探究といった青年たちによるいとなみの歴史を踏まえて「青年たちが自由に、かつ合理的に自分達の考えをつくり上げてゆく過程」の重要性の認識と、それを「指導するという極めて微妙な任務」への自覚を論じ、日本やドイツにおける第二次世界大戦下の「自主的」青年運動の経験から「一党一派の宣伝に支配されないような機会」の重要性を強調した。

「共同学習の本質」（『共同学習の手引』1953年）は、こうした問題意識の上に執筆された。そこでは特に付和雷同的な社会（農村社会）の克服に注意が払われている。そして、自主性と協力性を土台とする民主的な共同社会が展望され、そこでの青年の学習として、「共通の問題を共同で研究し、研究した問題を共同で実践すること」（共同学習）が提起された。ここで「共通の問題」とは、直接的には「長男」「次三男」「女性」といった立場や属性ごとに提起される共通の問題が想定されることが多いものの、それらの「問題」が起因するものをたどれば、そこには各々の立場や属性を枠づけ関係づけ布置する「共通の問題」があると見ていた<sup>81</sup>。ここで吉田が言う共同学習は、外形上は、日常の生活や地域社会における具体的な問題に取り組む共同的な社会活動としてとらえられ、実践性、自発性、共同性、合理性、地域性<sup>82</sup>を基本的な性質とするものと理解された。

先に見た、勤労青年教育基本要綱の第七項、そして全国青研への助言とは、こうした吉田の問題関心による実践への指南であった。「手引」で見たように、日青協は、このような吉田の指南を全面的に受け容れながら全国青研の準備・計画を進めたと言える。

以上、本節では、全国青研の準備・計画に至る経過をたどった。青年教育のあり方をめぐる検討は、法制度的な議論よりも実践的な議論が活発化し、学習・共同学習への関心が高まった。これに対して全国青研という発案・企画は、いわば手探りで始められたとも言えるもので、最初から明確な見通しを持っていたわけではなかった。日教組の取り組み、生活綴方、生活改善、一人一研究・共同研究・プロジェクト研究、ワークショップやグループワークなど、厳密に言えばやや性質の異なる複数の実践に触発されながら、その準備が進められた。全国青研は、青年たちが「問題意識を起し」「問題をつかむ」ことを目指し、そのためのレポート（記録）作成と、それによる討議（分科会）を中心としたプログラムを組んだ。この準備・企画の過程では「学識経験者」の中でも特に吉田昇の助言が大きな影響を与えていた<sup>83</sup>。そして、「青年が自発的に行う、より自由な活動」（以下、青年活動）の報告とそれにそくした討議・研究を行う全国青研が準備された。

#### 4. 全国青研（1955年2月）に見る青年教育

次に、全国青研が、実際、どのように行われたのかを見る。まず、参加者のレポートを通して全国青研に持ち込まれた青年活動の内容を確認する。その上で、全国青研が青年活動の実践を検討し研究する場となったことに着目し、これ自体を、共同学習を行う青年活動ととらえる見方が出てくるところまでをたどる。

##### (1) 1950年代前半の青年活動

全国青研（1955年2月）は、レポート提出者（代表参加者）109人（レポート106本）、オブザーバー（うち4人はレポートも提出）、助言者21名、司会者24名、事務局20名の計300余名によって行われた（表2-2）。北海道から中国・四国・九州まで地域的な大きな偏りは見られない<sup>84</sup>。主催者の要請を受け、代表参加者はいずれも地区団長、市や郡の連絡協議会組織・連合組織の役員（部長など）や単位団のリーダー層で、性別は、男性67人、女性42人であった。レポートに記載された属性から<sup>85</sup>、女性は20代前半に、男性は20代半ばに中心があったとわかる<sup>86</sup>。性別にかかわらず過半数が農業に従事していた<sup>87</sup>。学校制度の新旧変わり目にあたり、学歴には様々な学校種が混在している<sup>88</sup>。特に目を引くのは女性の中に新制高校卒業者が少なくないことであり、学歴記載女性24人中15人が新制校卒であった<sup>89</sup>。女子の高校進学がまだ一般的とは言えない当時の農村の実情を考えれば、家庭外での団体活動に参加可能な女性たちの家庭環境に一定の共通の傾向があったことも想定される。

レポートのタイトルを分科会毎に列記した（表2-2）。

とり上げられている青年活動には、養鶏、養豚、柿栽培、水稲・蔬菜栽培における実験・実践・研究、伝統行事や旧習の廃止の取り組み、衣生活・食事・台所の改良（生活改善）、子どもの事故防止のための川の見回りや季節保育所の設置・運営、公民館建設の要望、部落差別の告発、町村合併に伴う住民間対立の解消、利権を握るボス支配への抵抗、選挙汚職の根絶（公明選挙運動）といったものが見られる。また、演劇、音楽、合唱、映画、時事研究、産業研究、スポーツ、料理などを同好クラブ（グループ、インタレストグループなどとも呼称）を結成して行っているとの報告もあった。希望者が小集団をつくって自由に活動し、それを青年団活動

表2-2 分科会構成一覧（全国青年問題研究大会、1955年2月18-21日）

分科会	レポート数 参加人数 (男女別)	レポートタイトル一覧	助言者	司会者	記録係
第一分科会	青年生活に関するもの (男10, 女11) 20本, 21人	「青年運動による職場放棄と非難の悩み」「出席をよくするために制服をつくった」「正月統一問題」「青年運動の新しい試み—共同学習などについて—」「青年団財政と産業教育」「酒と青年団」「都市青年会と学習活動」「青年の生活をよくしよう」「公民館建築促進運動の展開」「青年団生産活動と内地留学」「クラブ設置に依って得た団結とその統率」「産業クラブ」「団員の手で村の実態を調査した」「青年の生活をよくしよう 不良者と青年団」「『仕事』の記録」を記載して—それをもとに話合った中から—「青年団と貯蓄活動」「青年の手で守った我らの農協」「児童水難防止運動を行って」「労苦むくいた町の青年団体」「農村の衣生活について」	駒田錦一 平沢薫 浪江虔 島田武雄	(執行部) 曾我武雄 辻一彦 太田正子 (特別委員代表) 青木源太郎 福井千秋	2名
第二分科会	女性の地位に関するもの (男3, 女21) 23本, 24人	「早期退団を防ぐための和裁講座」「村内における女子青年の位置並役割」「女の幸福」「女子会員のレベルの向上」「青年会運営に対する一考察」「女子活動について」「女性の立場から見た青年団活動」「社会に貢献したい女性の力」「女子活動の歩み」「私達のグループ活動(特に女子活動について)」「女子発言力の向上について」「女子の発表能力をどう養ったか」「郡団段階に於ける女子活動促進委員の活動について」「女性の地位を高めよう—連合組織による女子リーダーの養成—」「女子青年の手で実現した季節保育所」「単位団長をつとめて」「生活学習の展開」「明るい農村生活は衣服の合理化から」「青年団と子供の指導」「女子青年と婦人会で新設した調理室」「男女一緒に青年団活動に想う」「農村の台所について」「農繁期における農村(娘)の労働と食生活の実態調査」	三宅えつ 暉峻淑子 渡辺智多雄 横山祐吉 丸岡秀子	(執行部) 若宮きぬ 高橋幸一 内田喜雄 (特別委員代表) 河野嘉子 佐藤麗子 和田善治	2名
第三分科会	民主主義に関するもの (男18, 女3) 21本, 21人	「青年団と主体性の確立」「未解放部落問題について」「公明選挙を実現するために」「公明選挙の推進について」「青年団活動としての公明選挙運動」「部落の古い制度に対する青年会の態度」「バス乗入れ問題をめぐる地域社会民主化の闘い」「民主主義を守ろう」「町村合併に対する青年団活動」「土地改良事業と青年団」「忠魂碑設立反対運動を通じて」「郷土民主化と青年団活動」「我が村の実状と団運動」「公明選挙を如何に推進するか」「町村合併と青年団」「政治教育を広報活動においていかにとりあげるか」「合併運動に伴う青年団の問題点」「青年団が祭礼行事に参加する事についての再検討」「女子青年と封建制」「郷土の因習について」「社会活動を主にした都市周辺農村の青年団活動」	伊藤昇 滝本邦彦 三井友女 今井正敏	(執行部) 寒河江善秋 鈴木重郎 (特別委員代表) 山村富造 高橋旭	2名
第四分科会	青年教育に関するもの (男17, 女5) 21本, 22人	「女子活動の反省」「結果報告書」「私の歩んだ青年寒修養会」「南丘青年研修会の運営のレポート」「青年団と青年学級—両立させたい—」「地域社会の特殊性の上に立つ青年学級の学習方法と運営について」「青年会を利用している青年学級の強制開級」「青年団と青年学級」「青少年生活実態調査について」「青年学級運営について」「青年教育を青年の手で(私の村の青年学級)」「部落青年団における私達の活動は団員の意識の積み上げてなければいけない」「青年学級運営の問題点と今後の方向」「文学クラブの一年」「グループ活動の一試考」「定時制生徒と青年団活動の在り方」「青年教育を青年の手で」「青年団, 青年学級, 青産研の一体化」「福井市啓蒙青年団記録」「郷土の人口構成について」「農村青年の求める青年学級の姿はどんなものか」「定時制高校を中心とした勤労青年教育の推進」	宮原誠一 五十嵐顕 近藤唯一 碓井正久 須藤克三	(執行部) 成沢栄一 西山秀尚 (特別委員代表) 平野重徳 松原美省	2名
第五分科会	組織に関するもの (男19, 女2) 21本, 21人	「原水爆反対署名運動の体験」「青年団と農協青年部との連絡調整」「農山村に於ける青年会」「部落青年会の実情」「半農村都市の青年会活動(職業の相違と知識の差違に依る難しさを如何に解決しようとしているか)」「女子団員獲得の諸問題」「青年団専任事務設置」「組織の強化について」「青年団活動強化策としてのグループ」「青年団の組織の中に共同学習をとり入れることはむずかしい」「同級生の青年団か」「基地接収反対国原野解放の中での青年団の自主性」「我が団の合唱サークルについて」「農村における未加入青年の団加入促進について」「青年団と財政問題」「団員意識の昂揚について」「地域及び青年の実態と青年団組織」「青年会におけるクラブ活動」「青年団活動不振の原因について」「我が町の青年団活動」「グループ組織による市街地青年団の育成」	吉田昇 山田清人 永井三郎	(執行部) 富田茂男 福本春男 中村敏明 (特別委員代表) 遠藤平 小野幸雄	2名

(全体) 106本 109人(男67, 女42)

(出所) 『全国青年問題研究大会資料』(日本青年団協議会, 1955年2月18-21日)の一覧に加筆して作成(辻)。

(注1) この他にオブザーバー参加(番外編)4人のレポートがある(「農村における青年会活動と二, 三男女問題」「青年会をめぐる諸問題」「青年団活動と団員」「明るい郷土建設への歩み」)。

(注2) 第4分科会の助言者・須藤克三は『日本青年団協議会二十年史』(1971)の記載をもとに加筆。

(注3) レポート本数と参加者数が一致しないのはレポートを複数名で執筆しているものがあるため。

としても位置づけるのは新しい展開であり、地域網羅的な組織を基本とする青年団にとって大きな変化であった。そのため必然的に小集団（同好クラブ等）と青年団との関係が問われた。地区・集落・字ごとの単位青年団と、それを超えた広域範囲内で活動する小集団（同好クラブ等）を両立させるものもあり、その結果、青年たちのニーズから見た時に青年団という団体の存在意義が問われることにもなった。他方、網羅組織にこそ意味を見だし、「網羅組織の青年団の活動はインテリもおれば生活と真剣に取り組もうとしている者もあり、又それとは反対のミーハー族もいる。だからその歩みはまったく一步一步である。しかし、私達は、この能率のあがらない網羅組織の青年団を決して否定することができない。それは、今からの私達の村を少しでも住みよい村にしようとする新しい勢力にとって一番大切なのはこの青年たちだから」と主張するところもあった（高知県幡多郡津大村須崎青年団）。

報告の中でも多かったのは、いわゆる女子活動（女子部の活動）である<sup>90</sup>。生活改善や託児所など社会活動の他、女子が青年団で活動することが難しい、女子の参加率が悪い、逆に女子のみの集会には女子の参加が多い、「女子は附録的な存在」と言われる、女子が多く発言するにはどうしたらいいか、町や職場や家庭だけでなく青年団でも女性の地位や存在が軽視されている、「嫁の価値は着物の数で決められる」のをどうしたらよいか、農家の女性の重労働と迷信に左右される生活の現実、「農家に嫁に行きたくない」状況を打ち破るには、といった問題がテーマに設定され、なぜか（要因）、どのくらいか（現状把握）を明らかにするものや、どうしたらいいか、改善提案を考えて実験や実践を行う取り組みが報告された。女性の地位向上や女子青年団員の活動促進については単位団を超えた広域的な活動も行われており、女子活動推進委員会等の特設委員会を設置して、リーダー研修や地域巡回懇談会等も実施された（愛知県、三重県、石川県）<sup>91</sup>。

これらの女子活動とその報告を受けた分科会討議について、1955年度日青協定期大会では、「日青協始まって以来の画期的な集会で（略）今までになく女子の態度はすばらしいものだと認められた。男子の間で小さくなっていたり、アクセサリーの存在であったりした女子青年の姿は少なくなったことは、女子青年が村や町でほん気で生活の具体的な問題にとりこんできたという証拠だと思う」と総括されている<sup>92</sup>。

各レポートによると、各人が地元の青年団で行っている、これらの活動の過程では、話し合いや討議が活発に行われていた。青年団メンバーどうしでの話し合いの他、集落・地区の他の住民や団体との交流や意見交換も行っている。そこでは自由に意見を出しあう他、賛否とその理由を述べる討論（朝日式討論の活用<sup>93</sup>）、パネルディスカッション、6・6（バズセッション）、円卓式討議といった討議法も活用され、「青年団に参加する時の服装」「女に生まれて幸せか」「農家に嫁に行きたくないのはなぜか」「結婚はどうあるべきか」といった議論が行われていた。

また、実態調査を行う青年団も多かった。工場の煤煙、村の因習、生活実態、女子活動不振の理由、青年団の印象、職業別出席状況など様々な実態調査が行われている。なかには「300世帯実態調査アンケート」「各戸訪問調査」など大がかりなものもあった。

レポートにおいて、問題設定、理由・原因・背景、計画立案、学習・研究、実行、反省・評価（残された課題）、今後の展望といった構成は明確に意識されており、「手引」の働きかけが功を奏したと見える。同時に、青年活動の中には、機関誌作成、調査、活動計画、実施の記録、反省のまとめ、話し合いの記録などが頻繁に登場しており、こうしたいとなみが日常の中に一定程度定着していたことも確認できる。

## (2) 青年教育に関する討議

分科会は、日青協の1954年度運動方針の目標に対応して5つ設定され、そのうちの1つが青年教育（第四分科会）であった。分科会報告書「青年の教育を考えよう」<sup>94</sup>と突き合わせて、そこでの議論を見ておく。なお、報告の筆者は碓井正久、助言者は表2-2の通りである。

レポート21本のうち半数以上が青年学級について記述しており、設置者・運営者や教育内容の企画過程にかかわる制度的・手続き上の問題と、青年団の関与など青年学級の自主的運営の取り組みとそこでの問題とが提起された。前者には、例えば、青年学級法制化後に開設を決めた自治体教育委員会による「強制開講」を批判（山梨県）するものなどがあった。これに対して分科会報告書（碓井）は、青年による自発的な活動を公の枠に閉じ込めようとする動きを形骸化と批判し、青年学級が町村当局の御用聞きの位置づけ（「第二青年団化」）になりかねないと警告を発している。また後者（青年たちによる青年学級の運営）について分科会報告は、「枠の中での工夫」として、「じぶんたちの仲間のもっている要求の多様性を、かなりはきりとかみだし」、青年たちの興味と関心を生かして共同学習の形がつくられているとするが、しかし結局のところ、「法による“青年学級”の枠内での努力をいくらしても、抜けてしまうところがありそう」と結論づけている。これらから、分科会当日の討議では、青年学級法制化「反対」の論理を再確認するやりとりがなされたものと考えられる。

青年学級の運営に関するレポートの例として、鳥取県倉吉市では、公民館が1949年度に始めた青年学級が出席者減少により青年団に協力を求めたことから、1952年度にこれを一新し、公民館・青年団幹部・受講者代表の三者による運営協議をもとに講義・講座、共同学習（討論会・意見交換会）、レクリエーション、グループ活動を組み合わせ立て直した。このうち講義・講座は高校教師や地元の技術者らを講師とし、社会講座（1954年9月11日）では、近江絹糸「人権争議」を題材に、国内外の労働運動の歴史、日本の労働問題と法制度、繊維工業の現状と本争議の意義が詳細に解説されていた。

また、青年学級とは別に、研修会、夜学会、郷土研究グループ、定時制高校出の勤労青年教育といった独自の取り組みも報告された。特に話題となったのが生活綴方と文集・機関誌を作成しながら夜学会を行った高知県幡多郡津大村の活動である。分科会報告書（碓井）は、このレポートの一部をそのまま掲載して、「経済的にも文化的にもまったくめぐまれていない山村の青年たちが、村の中での自分たちの生活の問題ととりくみ、その問題の日本や世界の問題にたいするからまりあいを考え、それを考えることによって、すこしでも自分たちの生活をたかめていくような態度をつくっていかうとする、青年自身による貴重な実践」「自分たちの態度ばかりか、地域のおとなたちにも、その学習の成果による影響をあたえている」と高く評した。

ただ、分科会報告書の最後で碓井は、これらのレポートを貴重なものとしながらも、「自然科学・社会科学・人文科学などにわたる基礎的・系統的なものの学習を、青年たちだけの手で、はたして、じゅうぶんにこなうことができるものだろうか」と投げかけ、17,18歳頃までは一般教養・職業教育を含む基礎的・系統的な学習形態を、19～22、23歳頃までは共同学習を用意すべきと提案した。ここですかさず「そういうと、鳥取や福井などの代表が反論する」だろうと記載しており、分科会での助言者と青年たちとの間に意見の対立があったことを確認できる。碓井は、定時制高校が、本来の目的と機能を果たせば、青年学級と共同学習の二本立ての失敗を繰り返すことはないはずだと主張し、その論拠に、勤労青年教育の場として青年たちの

要望で設置された定時制高校と同分校短期産業科（中卒青年向け）に関する山形県余目町の青年のレポートへの着目を促した<sup>95</sup>。分科会報告書（碓井）は、これを、山形県での青年学級のゆきづまりととらえ、すべての勤労青年に中等教育が重要だと締めくくった。

この分科会報告書を見る限り、「すべての勤労青年に中等教育を」という主張は、助言者（少なくとも報告書筆者の碓井）の思い入れの強さの表れと見られ、それに共感して自分たちでも活動や運動を展開するといった青年たちの様子は記されていない。青年たちの関心は、むしろ、どのようにして青年学級をよりよいものにできるか、にあった<sup>96</sup>。

### (3) 全国青研の評価と総括

その開催前後を通じてマスコミ各社が取り上げるなど全国青研は青年団関係以外からも注目を集めた<sup>97</sup>。参加者感想には、厳しい意見もあったものの総じて好意的・肯定的なもので、開催日程や時間をもっと伸ばすこと、司会の準備をもっと行うことなど拡充に向けた日青協に対する期待や意見の他、参加者自身による地元への還元や、次回の全国青研に向けての地元での取り組みの決意など、これをもっとよいものにしたいといった反応が寄せられた<sup>98</sup>。

日青協執行部は1954年度の運動総括の中で、「共同学習活動のピークともいふべき第一回の全国青年問題研究集会は全国青年団の新しい活動の芽ばえを内外に示すとともに、青年団における共同学習活動がいかに価値ある運動としてのびるかを実証して余りがあった」とまとめた<sup>99</sup>。また全国青研は、その直後に開催された産業振興大会にも影響を及ぼし、「今までのこの大会はただ単に発表をすることのみを重点に参加者も考えていたが、この大会が研究集会的な要素を多分をもって運営され、参加者自体も非常に真剣に人の研究発表をきき同時にいろいろ質問をして共に研究してゆこうとした雰囲気のでたことは素晴らしいことであった」と共同研究への志向の強まりを評価した。ここには、全国青研それ自体を共同学習活動としてとらえる見方が明らかである<sup>100</sup>。全国青研は、それに参加した青年たちの感覚と実体験を通して、明確にそれ自体が共同学習活動として認識されるようになったのである。

日青協は1955年度運動方針において、その第一に「学習活動の展開（学習活動のすすめ方）」を置き、「われわれの学習活動はすべて他からのおしつけや強制によって行われるべきでなく、また既成のものがあってそれをおぼえたり実践するものではなく、まず自分の問題が出発点となり、その自分の生活と生産につらな問題点を解決していくのでなければならない」と掲げた。これ以降、日青協や青年団の中で共同学習という言葉が爆発的な勢いで広がってゆく。

以上、本節では、全国青研が実際にどのように行われたかを見てきた。そこでは、青年学級を含む青年活動の多様な実例が報告され討議が行われた。そして、全国青研それ自体も共同学習活動として認識されるようになっていったことを確認した。

## 5. おわりに

これまで見てきた経緯により、日青協は、全国青研（1955年）の実施を通して青年活動と共同学習に青年教育の展望を見出す姿勢を強く打ち出すようになっていった。これ以降（1950年代後半）、全国青研にはより多くの青年が集まるようになり、また各地でも「青研」が開催されるようになっていった。以後、青年たちの中で青年活動および共同学習がどのように行われ認識されていったのかには丁寧な跡づけが求められる<sup>101</sup>。また1955年時点でいわば宙づり状態となった勤労青年教育体制に関する議論や運動の展開も、青年たちの生活環境や農村・地域の急激な変化、青年学級の展開、職業教育や高校増設をめぐる議論や運動の活発化といった動態を視野に入れつつ青年教育の視点から今一度整理をする必要があるだろう。全国青研によって集約されることとなった青年たちのレポートは、集落・地区・字レベルからの実践を青年たち自身の視点からとらえ表現した貴重な記録であり、これをいかに共有することができるかも残された課題である。

## 注

<sup>1</sup> 年号表記は西暦（アラビア数字）で統一した。

<sup>2</sup> 執筆者（章題目）は以下。宮原誠一（青年教育再編成の基本的視点）、村田泰彦（青年教育の歴史的背景）、坂口茂（高等学校定時制・通信教育の変容過程）、宇野一（定時制高校の教師）、宮坂広作（青年学級の変容過程）、小川利夫（戦後青年団運動の系譜—日青協十年の道程—）、木下春雄（農村のサークル活動）、鈴木弘（農村青少年クラブの現実と課題—長野県須高地区を中心に—）、竹内真一（職場のサークル活動）、那須野隆一（労働者サークル活動の性格と役割）、倉内史郎（事業内職業訓練の諸問題）、碓井正久（勤労青年の心理的態度とその形成—農村青年を中心として—）、千野陽一（青年学習集団のひろまりとふかまり）、藤田秀雄（サークル活動の方法）、裏田武雄（青年の読書の特質—読書指導の理論的基礎づけのために—）、上岡安彦・竹内真一（青年の読書会）、神山順一（青年の放送学習）。

<sup>3</sup> 前掲、宮原編1960年の他、日本社会教育学会編『小集団学習（日本の社会教育第3集）』（国土社、1958年）、小川利夫「農村青年の「共同学習」運動—その発展の系譜—」（小川太郎編『集団教育実践論』明治図書出版、1958年）、同「農村の近代化と青年の学習—「共同学習」の歴史に学ぶ—」吉田昇・福尾武彦・碓井正久・小川利夫『青年の学習運動』農山漁村文化協会、1959年）、千野陽一「三 社会教育の集団」碓井正久編『社会教育』（第一法規、1970年）等。

<sup>4</sup> 近年、活発に展開されている若者・青年関連の議論や研究関心からは、むしろこれまでの社会教育・青年教育を踏まえた研究が求められている（『「勤労青年」の教養文化史』（福間良明、岩波新書、2020年）、『若者の戦後史 軍国少年からロスジェネまで』（片瀬一男、ミネルヴァ書房、2015年）、『労働・コミュニティからの排除と若者支援—社会教育へのひとつの問題提起—』（乾彰夫、日本社会教育学会編『労働の場のエンパワメント（日本の社会教育第57集）』、東洋館出版社、2013年）。また、ユースワークの実践や議論においても同様であり（例えば、『ユースワーク・青少年教育の歴史』（田中治彦、東洋館出版社、2015年）等）、地域青年団体による膨大な経験蓄積が共有されることは今後のユースワーク論にとっても重要な意味を持つものと考えられる。

- <sup>5</sup> 矢口徹也「第4章 日本青年団協議会における「共同学習」提唱の背景」(社会教育基礎理論研究会編『叢書生涯学習Ⅱ 社会教育実践の展開』雄松堂, 1990年)
- <sup>6</sup> 「共同学習」にかかわっては、現在、学校教育における理論や実践の検討の場で関心を集め、特に特別支援教育における教育方法論として法的位置づけを持つに至っているが、そこにおいて、従来、青年教育・社会教育の場で議論され実践されてきた共同学習への言及は見られず、学校教育と社会教育との間での交流が行われていないと指摘されている(矢口悦子「共同学習」論の源流に関する検討—学校教育と社会教育の「共同学習」理解の違いに注目して—(『東洋大学文学部紀要』第68集, 教育学科編XL, 2015年))。歴史をさかのぼれば、第二次世界大戦後の青年たちの学習や活動(社会教育)以前に、学校教育の中で「共同学習」は広く知られた学習方法であり、師範学校の教科書への頻出、新教育、特にグルトン・プランの応用としての実践などが見られ、戦後直後にも学校教育の文脈において「よく耳に馴染んだ言葉」として使用されていたと考えられている(同上)。
- <sup>7</sup> 日青協を構成するのは道府県を単位とする加盟団である。加盟団は郡市を単位とする連合・連絡組織によって構成され、郡市はさらに町村、そして地区・集落・字といった範囲での青年集団からなる。こうした組織編成は、形式上、大日本連合青年団(1925年発足)、大日本青年団(1939年発足、大日本連合青年団を改組)、大日本青少年団(1941年発足、大日本青年団を含む)を引き継いでいる。ゆえに戦後、「民主的」な団体運営とその意思決定の手続きの習得が熱心に求められ、また要請された。なお、制度や組織は時代とともに変化した、かつてその集団にかかわった膨大な数の大人たち(かつての青年)たちが地域の中に存在していることも見逃せない。
- <sup>8</sup> 建物としての日本青年館は1925年に竣工され、同年に結成された大日本連合青年団、さらに大日本青少年団の事務局がここに置かれ、大日本青少年団解散(1945年6月)後の残務処理の最中に敗戦を迎えた。日本青年館(建物)は1945年9月15日よりGHQ宿舎として接収され、財団法人としての事務所は分館浴恩館(東京・小金井)へ移転した。この事務所は、1949年に明治神宮外苑絵画館に移転後、1953年2月13日の接収解除を受け、翌14日より日本青年館へ戻った(日本青年団協議会編『日本青年団協議会二十年史』財団法人日本青年館, 1971年、日本青年館館史編纂委員会・編纂作業委員会編『財団法人日本青年館七十年史』財団法人日本青年館, 1991年、日本青年館館史編纂委員会編『若者たちと歩みつづけて—(財)日本青年館七十年史—』財団法人日本青年館, 1991年)。
- <sup>9</sup> 1948年8月に発出された「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」(政令238号)により、大日本青少年団の財産事業を引き継いだ日本青年館の財産没収をめぐる問題が生じた(最終的には没収に至らなかった)。背景には占領政策の転換があると見られている(前掲日本青年団協議会編1971年、前掲日本青年館館史編纂委員会編1991年、矢口徹也「戦後青年団の全国組織化過程—日本青年館の解散団体問題と占領軍の対応を中心に」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊第17集, 哲学・史学編, 1990年他)。
- <sup>10</sup> 1948年10月4—15日、浴恩館(日本青年館分館)にて、第1期全国青少年指導者講習会(教育指導者講習会(IFEL), 文部省・CI&E共催)が開催され、その後、札幌、仙台、東京、愛知、京都、呉、福岡で各1週間ずつ実施された。講習会参加者らはCI&Eの協力を得て『青年団ハンドブック』(日本青年館, 1949年)を作成した(前掲小川1960年、前掲日本青年団協議会編1971年、前掲日本青年館館史編纂委員会編1991年、田中治彦「IFEL・青少年指導者講習会とその影響に関する研究(上)(下)」岡山大学教育学部『研究集録』第95・96号, 1994年、等)。
- <sup>11</sup> その規約には、「第三条 本会の目的は、全国青年団の連絡協調を図りその助成発達に努めるとともに、世界の青年運動と提携して平和な民主日本の発展を期する。」とある。理事会は、加盟団を代表する男女の理事と役員を持って構成して大会につぐ決議機関とし、会長・副会長・常任理事は理事会において互選(役

- 員が選出された加盟団は理事を補充)、任期は一年(再任可)である。また、事務処理のため事務局を置く  
とされた(前掲日本青年団協議会編1971年)。
- <sup>12</sup> 日青協第一回定期大会(1951年5月27-30日、静岡)資料「議題九 青年学級の法制化(熊本県連合青年  
団提出)」の要約(前掲、日本青年団協議会編1971年、93-94頁)。
- <sup>13</sup> 山形県青年学級連絡協議会編・発行『青年学級の宝典』1955年、19-20頁、33頁。
- <sup>14</sup> 山形県内の青年学級については、前掲、矢口徹也1990年も参照。
- <sup>15</sup> 各ブロックから1名、執行部から2名、学識経験者2名で構成。ブロックは都道府県をエリアごとに区分  
した単位。当時は、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州から構成。
- <sup>16</sup> 当時文部省は全国各地で文部省指定研究青年学級を実施した(1951年度213学級、1952年度623学級、日青  
協『青年学級振興法案関係資料』1953年と推定)。
- <sup>17</sup> 日青協第二回定期大会(1952年5月15-18日、福井)資料「青年学級の自主制確立及び法制化反対(静岡  
県青年団協議会)」および静岡県団の発言(議事録)の要約(前掲、日本青年団協議会編1971年、106頁)。
- <sup>18</sup> 福本春男『若きものの歌高らかに 日青協の結成と激動期の10年・私史』日本青年団好議会、1985年、56  
頁
- <sup>19</sup> 宮原は、日青協主催青年団指導者養成講習会において、第3回(1953年2月10-19日)、第4回(1953年6  
月25-7月4日)と講義を担当した。
- <sup>20</sup> この定期大会(1953年5月)では海後宗臣による講演が行われた。「六三三制は勤労青年に対して積極的教  
育を受けさせない制度になってきている」「政府の方策やわれわれ国民が、高等学校を、その如き性格のも  
のに変容させつつある」「最初出発したときには、高等学校というものは、今までの中等学校や、青年学校  
を含めて、勤労青年のためにも豊かな教育の機会を与える場所であると推測されて」いたが、「その考えは  
もうすでに数年前に消失しておる」「そういう事実から六三三制は勤労青年の教育について、無慈悲な制度  
であるといわざるを得ない」として、「勤労青年の教育は、ここで根本的に再検討をしなければならない」  
と提起し、例えば、義務教育終了後の青年たちが学びたいという意欲で開設している青年学級を積極的に  
位置づけ、正規の高等学校(定時制・通信制課程の拡充を含む)として認めてゆく方向をどうしたらいい  
かを考えるべきなどと述べた。そして、「勤労青年独自の教育様式をいかにして作るかという問題に我々は  
考えを集中し、そこから独自の様式を生み出すように努めることこそ勤労青年の正しき教育問題に答える  
道だ」と締めくくった(『東京大学教育学部長 海後宗臣先生述 勤労青少年の教育』日青協資料第二集、  
1953年6月、8-9頁)。
- <sup>21</sup> 吉田は、日青協主催青年団指導者養成講習会において、第1回(1952年1月18-27日)より毎回講義を担  
当していた(「青年団の歴史と伝統」「青年運動の本質」「青年団運動の方向(シンポジウム)」等)。
- <sup>22</sup> 日青協に残されている宮原講義要旨の手書き記録(メモ)および記録冊子『勤労青年教育の問題』(日青協、  
1954年2月、35-36頁)。宮原は、アメリカの教育政策を批判し、青年学級は、「敗戦直後の虚脱混乱の中よ  
り地方農村青年の中より立ちなおりが見え、青年学校のなくなった空白を自分達の盛り上がる意欲により  
埋めようとする共同学習であった」が、県補助制度の導入により形式化、講師・指導者不足等が生じ、「青  
年学校にも劣る青年学級を法律化しようとしている」と批判した。法制化により勤労青年教育の体系がは  
ぐらかされる、青年の思想善導機関や再軍備の枠になっており初期の青年学級の自発心が失われている、  
民主主義や自主的運営の美名の下に官僚的統制が及んでいるなどとも述べた。他方、イギリスの義務制カ  
ウンティ・カレッジを紹介し、雇用主は一週一日の有給休暇に相当する時間を勤労青年に与えていること  
にも触れた。講義後、現状の中でどうしたらいいかと問われ、宮原は、一つに定時制高校の拡充を青年団  
として研究し推進する、二つに年長青年は産業部で様々な農事研究グループ活動を、年少青年は同好者の

- 共同学習グループ活動を進める、三つに、青年学級は公民館の事業とし運営助成金は公民館に交付する、と提案した。
- <sup>23</sup> 法的資格がないこと、未加盟2都県（東京都、鹿児島県）があり全ての青年団を包含していないこと、経費を支出していないこと、そもそも「協議体」であり事業実施団体ではないこと、が理由とされる（前掲、日青協編1971年、113頁）。
- <sup>24</sup> 主催者は文部省・東京都・東京都教育委員会。この大会は、1952年11月4－7日、沖縄を含む46都道府県から3千人余が参加し、体育の部（陸上競技、バレーボール、卓球、柔道、相撲）、芸能文化の部（演劇会、音楽会、美術展覧会）、青年会議の部（分科協議会、討論会、講演会）が行われた。ここで日青協は「主管」と位置づけられ、それは翌1953年も続いた。1954年は、不参加表明の後、全国教育長協議会の調停により主催団体となった。
- <sup>25</sup> 当時、市町村の青年団体から警察や地方行政からの介入が問題化され、「主体性確立」「青年団自主化」といったスローガンが叫ばれた。1952年度の日青協の運動方針では、自主財源確保の重要性が主張された。
- <sup>26</sup> 執行部案は、「①指導組織の強化、②広報宣伝活動の徹底、③青年生活の充実」であったが、「①憲法に基づく政治教育の徹底、②青年生活の充実、③組織の強化」へ修正された。
- <sup>27</sup> 「勤労青年教育 一年の歩み 反省と今後の問題」『昭和二十八年度の執行足跡を省みて』（1954年5月）
- <sup>28</sup> 1952年5月の第二回定期大会（福井）では、日青協の会旗授与と敬礼、「君が代」斉唱をめぐり代議員から異論が出されるなど冒頭より騒然とした（前掲、日青協編1971年）。
- <sup>29</sup> 吉田昇「今後に対処する途」（1953年9月2日）（『勤労青年教育の問題』日青協、1954年2月、43-46頁）
- <sup>30</sup> 山口良明（北海道）、富田茂男（東北＝福島）、石原義司（関東＝茨城）、成沢栄一（北信越＝長野）、真野昭一（東海＝愛知）、石藤周市（近畿＝兵庫）、原久夫（中国＝島根）、大林浅吉（四国＝香川）、平野重徳（九州＝佐賀）、執行部からは辻一彦（副会長）、若宮きぬ（副会長）、小久保康田（常任理事）、福本春男（事務局長）（前掲、日青協編1971年、136頁）。
- <sup>31</sup> 「今こそ日青協は学識経験者と力を合わせ日本の勤労青年教育のため立つべきであり、青年教育基本大綱を作り天下に公表しさらに青年教育についても根本的な再検討を加え望ましい勤労青年の教育体制確立に努力すべき」と、その意気は高く、「英国の1944年全勤労青年に教育の機会均等を保障した教育改革の立案に当たった七人委員会の先例にちなんで学識経験者並びに日青協夫々七名の委員をもって構成した」（『勤労青年教育 一年の歩み 反省と今後の問題』『昭和二十八年度の執行足跡を省みて』（1954年5月）。日青協関係の委員は、岡崎喜平太（日本青年館理事）、辻一彦（担当副会長）、寒河江善秋（副会長）、若宮きぬ（副会長）、福本春男（事務局長）、小久保康田（常任理事）、横山祐吉（青年団研究所所長）、今井正敏（同研究所委員）（前掲、日青協編1971年、136頁）。
- <sup>32</sup> 要綱に列記された十項目は以下の通りである（括弧内は執筆担当者、第八回専門委員会（1954年3月2日）記録による（『勤労青年教育委員会（綴）』（1954年））。前文（宮原）、第一項「基本的人権に立脚したものであること」（伊藤）、第二項「教育の機会均等の原則をつらぬくものであること」（五十嵐）、第三項「不当な統制的支配や政治的干渉をうけないものであること」（滝本）、第四項「自主的な人間を形成するものであること」（吉田）、第五項「勤労と学習の正しい結合を実現するものであること」（山田）、第六項「共同性を高める教育であること」（横山）、第七項「正しい社会活動を行うものであること」（吉田）、第八項「広い視野をつくりあげる教育であること」（山内・丸岡）、第九項「平和のために努力する青年をつくる教育であること」（宮原）、第十項「勤労青年の教育体制は青年自身の要求によって実現されるものであること」（滝本）。
- <sup>33</sup> 青年グループによる産業研究運動（石川県）、郷土産業と結びついた青年学級（岐阜県）、村の農業センター

的存在へと発展した定時制高校（愛知県）、交通の不便な土地で巡回教育を試みている定時制高校分校（新潟県）、紡績工場の中に設置された高校分校（岐阜県）など。

<sup>34</sup> 1954年3月2日付の委員会添付資料「勤労青年教育の観察点」には、教育内容、教育方法、制度の各々について検討すべきポイントが次のように列記されている。①教育内容：生産教育、一般教育、レクリエーション・芸術・体育、女子の教育内容、地域社会との関係、平和教育、②教育方法：学級の組織、系統的な講義、共同学習、通信教育、共同学習、教科書教材、社会活動との関係、教育の場所（出稼ぎ、次三男を想定）、運営、指導者、資格、③制度：学校社会教育両系列の占めるべき位置、学校教育（修業年限、学区、財政）、社会教育（青年団、その他の団体、民間団体と行財政との関係）、その他の機関（『勤労青年教育基本要綱第四次案（昭和29年1月19日）（綴）』勤労青年教育専門委員会）。

<sup>35</sup> 調査報告小冊子『大谷村青年学級を訪ねて』（日青協青年教育特別対策小委員会）が作成されている。

<sup>36</sup> この現地調査は『研究所報』第3号（日本青年団協議会青年団研究所、1954年12月）に「佐賀県下三学級インタビューから」として報告されている。

<sup>37</sup> 「青年団の活動並びに青年のみの青年学級に共同学習をとり入れることは当然ですが、法の適用を受けている青年学級に青年団が積極的に参加し共同学習をとり入れることの可否について。さらに青年学級に共同学習をとり入れた時、1、青年学級自体が強化されて固定し、これが国の財政援助を受け框の中に於ける自由を認められた第二青年団、官製青年団化することはないか、その場合さらに進んで青年団自体を破壊し弱体化しないか。2、青年学級が固定した場合、望ましき勤労青年教育体制の確立がますます遅れないか。」と問い合わせがなされた。

<sup>38</sup> 「共同学習の手引」の作成計画が始まったのは1953年7月のことであり、この時点では同年10月から翌1954年4月にかけて全6集の発行を計画していた（実際には『共同学習の手引』1954年1月のみ発行）。この計画・執筆段階で共同学習の具体的な中身について合意があったわけではなく、今井も、共同学習の具体的なイメージをつかみかねており、現地レポートにふさわしい青年団も思い浮かばなかったという（前掲、矢口徹也1990年、矢口による今井へのききとりより、1988年7月8日）。

<sup>39</sup> 矢口悦子「『共同学習』論の成立過程—山形県連合青年団を事例として—」（『日本社会教育学会紀要』No.20, 1984年）、同「第3章 「共同学習」論提唱への歩み—山形県連合青年団を事例として—」社会教育基礎理論研究会編『叢書生涯学習Ⅱ 社会教育実践の展開』雄松堂、1990年）。

<sup>40</sup> 政治教育の方法としての小団学習への注目とそれを共同学習と呼ぶことについて寒河江善秋は宮原誠一の記事から示唆を受けたとしている。その文章とは、矢口徹也によれば、「公明選挙」『朝日新聞』（1952年8月18日のコラム〈時評〉）であり、そこには「公明選挙運動にのぞむことは、講演会やポスターだけにたよらずに、地域ごとの少人数の共同学習—小団学習を精力的にやってもらいたい」とある。矢口は、それまで学校教育分野の用語であった「共同学習」を宮原が活用したことは、山形での小団学習による政治教育の取り組みを「後押し」する役割を果たすものだったと指摘している（矢口徹也編著『社会教育と選挙—山形県青年団、婦人会の共同学習の軌跡—』成文堂、2011年、163-164頁）

<sup>41</sup> あわせて、具体的な進め方として、①小団を結成、②共同学習の公約を決める、③討議（動機づけ、問題設定、解決に向けた討議、役割分担）、④調査（資料収集、視察・見学）、⑤調査結果の整理・討議（資料解釈・情報整理、資料の活用（学識経験者への相談を含む））、⑥実践の計画、⑦実践（社会活動）、が提示されている（前掲、矢口徹也編著2011年、173-178頁）。

<sup>42</sup> 東京大学より、堀恒一郎、荒川修、岩見秀男、小林元一、小町真之、篠原盛邦、千野陽一、お茶の水女子大学より加藤登志子（「渋谷町青年教育調査報告—大都市近郊村の一典型として—」『研究所報』第3号、日本青年団協議会青年団研究所、1954年）。および『神奈川県高座郡渋谷町実態調査資料』日本青年団協議

- 会勤労青年教育専門委員会・同青年団研究所，1954年も参照。
- <sup>43</sup> ただし、今後への手がかりを見通すことができたとして、青年たちの間に共同して事にあたる態勢づくり、農村部と町部の各々において青年の要求に合致した職業教育、離町就職・在町就職の必要がある青年への就職準備教育および一般的な基礎教育、町に永住する青年へのレクリエーションの機会を挙げている(同上、99-100頁)。
- <sup>44</sup> 「勤労青年教育専門委員会・特別委員会報告」『1954年度の執行を省みて』1955年度定期大会資料
- <sup>45</sup> 「我々の集団面接調査は、たんに青年たちから、なにかを聞きだすだけの形で行われたのではなく、われわれとの意見の交換をもまじわえたものであったが、その面接のあとで、‘わたしたちが芯から希望している勉強の形は、こういう形のものなのです。こういう形の勉強が欲しい’ と述べる青年(男19歳)が、1～2名にとどまらなかった」と記されている(前掲、渋谷町青年教育調査報告1954年、60-61頁)。調査自体が町の協力によって実施されたことを踏まえても、本調査は、渋谷町の青年教育をどのようにしていくかという議論にかかわり、当事者的な関係を有するようになっていったと考えられる。
- <sup>46</sup> 全国青研とは逆に1954年度運動方針の検討過程で取り下げられた(削除された)事業に「青年団講習所」がある。これは、各单位団幹部を参加対象者とした養成事業で、12月～2月に複数回(1回あたり5泊6日)で行われるという計画だった。全国青研との関係は不明であるが、開催時期や対象者などの連関もあり、青年団講習所を全国青研として組み立て直したとも考えられる。なお、青年団講習所は、1930年代に浴恩館(日本青年館分館)で行われていた塾風教育の名称として広く知られている。その所長を務めた下村湖人は、自伝的小説『次郎物語』(第五部)の中で「友愛塾」として、その一端を紹介している。『次郎物語』は1941年に雑誌連載が始まりラジオ小説や映画にもなり、その第五部は1953年3月より雑誌連載が開始されていた。このタイミングでの青年団講習所の企画は、1930年代の同名の教育事業および下村の小説発表と無関係とは思えない。
- <sup>47</sup> 「勤労青年教育 一年の歩み 反省と今後の問題」日本青年団協議会『第四回 日本青年団協議会大会(資料)』1954年5月
- <sup>48</sup> 第6号議案「勤労青年教育体制確立について」第四回定期大会，1954年5月
- <sup>49</sup> 全国青研の「積み重ねられた研究が、集約的に中央に持ち寄られるという方法」のモデルは日本教職員組合の第一次全国教育研究大会であり、そこには宮原誠一、吉田昇らの示唆があったことは既に指摘されている(姉崎洋一「第8章 暮らしと地域にねざした学びの展開」日本青年団協議会編・発行『地域青年運動五〇年史—つながりの再生と創造—』2001年)。
- <sup>50</sup> 「全国の各单位団の中から、全国青年問題研究大会を目標にして、地方大会を開催し、これらの順序をふんで青年問題を具体的に研究し積みあげてきたものを結集する(各分科会を持って具体的に研究する)」と日青協1954年度事業計画実施要項(案)には記されている。
- <sup>51</sup> 辻一彦は、1924年生まれ、福井県小浜市在住。1947年、千葉大学農芸化学科卒業、若狭高校教諭。1952年、福井県連合青年団長、1953年、日青協副会長。副会長時は高校を退職し農業。(1954年度日青協副会長候補推薦書より)。
- <sup>52</sup> 辻一彦「青年団と吉田先生」『吉田昇著作集2 共同学習・社会教育(付録)』三省堂、1981年。なお、全国教研の開催は、第1次(1951年11月、日光)、第2次(1953年1月、高知)、第3次(1954年1月、静岡)、第4次(1955年1月、長野)、第5次(1956年1月、松山)など。
- <sup>53</sup> 当時、教育関係の民間団体は相互に連携・連絡や交流を行っていた。また、青年学級法制化や産業開発青年隊などをめぐって日教組から日青協への批判もなされていた。
- <sup>54</sup> 日本教職員組合編『日本の教育—第2回全国教育研究大会報告—』岩波書店、1953年、同『日本の教育—

第三回全国教育研究大会報告一』国土社，1954年

- <sup>55</sup> 山田清人の分科会報告による。この分科会には他に吉田昇，五十嵐顕が講師として参加していた。そのうち五十嵐からは，労働と学問が結びついた「新しい勤労青年教育」を問題にしなければならないと提起がなされた。またここでは青年団についても議論がなされていた（日本教職員組合編『日本の教育—第四次教育研究全国集会報告一』国土社，1955年）。
- <sup>56</sup> なお，目標は，「青年の生活をよくしよう」「女性の地位を高めよう」「民主主義を守ろう」「青年教育を青年の手で」「組織を強めよう」の5つ。
- <sup>57</sup> 1954年度運動方針には初めて「目標」が設定され，「女性の地位向上」「民主主義」「青年教育」が新たに掲げられた。
- <sup>58</sup> 「青年団主体性確立三ヵ年計画の解説」（第四回定期大会資料，1954年5月）
- <sup>59</sup> 前掲，福本，1985年，123-125頁
- <sup>60</sup> 委員は，1953年度執行部との重なりが多く，副会長の辻一彦（前年度再任，福井），若宮きぬ（同，栃木），鈴木重郎（静岡），常任理事の寒河江善秋（前年度副会長，山形），高橋幸一（前年度監事，神奈川），成沢栄一（長野），事務局長の福本春男（前年度再任，香川）と青年団研究所長の横山祐吉であった。
- <sup>61</sup> 福本前掲，1985年，135頁
- <sup>62</sup> 参加者人数設定（各県団5，6，7人のいずれがよいか），補欠者の取り扱い，オブザーバー制度（要か不要か），男女比率の設定の必要の有無，中間レポートの送付の要不要など運営にかかわるもの他，地方大会の開催費用の負担，地方大会や県団への日青協の関与に対する批判などもあった。また，日青協からあらかじめテーマを提示する必要があるのではないか，また出された問題に応える運動体制を事前に準備しておくべきではないか（例えば「国政」「恋愛」など）といった指摘もみられた。さらには，指導者講習会と同様に，これが研究会であって決議機関ではないことを明示する必要があるといった意見もあった（『青年団運営研究会 会議概要記録』1954年6月11-14日）。
- <sup>63</sup> 他にオブザーバー5名以内の参加も認められた。
- <sup>64</sup> 開催後に山形県の参加者が書いた文章には，県団から3名の代表を送りだすことにしたものの初めての企画で「趣旨なり要領を十分に咀嚼出来ず，また時間的な制約もあって事前の積上げが充分出来なかった」とある（瀬川潔「県連青時代の回想」高桑喜之助（編纂委員会代表）『稿本・山形県連合青年団史』豊文社，1962年，104-105頁）。
- <sup>65</sup> ここでの「共同学習」とは3人を1組とする小組による活動のことで，授業中も3人で相談して答える光景や，早朝1時間，3人が車座になって，ビルの屋上や公園などでノートや雑誌をもって熱心に話しあっている姿が強く印象に残ったと記している（「第1回訪中日記 隣国へもっとも遠い旅 最初の中国訪問…1954年」（手書き原稿用紙約160枚（コピー），日本青年館資料室所蔵）
- <sup>66</sup> さらに12月には西山（常任理事）が国際農村青年会議に出席するためウィーンへ行っている。なお「日青協役員」は職業ではなく，各自別途生計を立てる手段を有していた。1954年度役員14人の職業は，農業4人，商業2人，公務員2人，記者，理容師，団体職員，会社役員，無職，記載なし，である（1954年度定期大会資料より）。
- <sup>67</sup> 「青年団では従来あまり研究集会というものがもたれず，また一人一研究の発表会の如きものが多かったので，それと混同されたり，それと同じような発表形式になってもこまるので，一応この手引きをつくった。この手引きだけでは，十分に理解してもらうことは困難かと思うが，要するに村や部落団の問題を素材にして，報告書をつくり，それを中心に討議することがたいせつであって，何回も討議をかさねてその問題を掘り下げていくようにすべきである」（『研究集会の手引』1954年12月1日）。

- <sup>68</sup> 第6回1952年3月より日青協主催（他に日本青年館も主催。後援に農林省、通商産業省、大蔵省、文部省、日本放送協会、財団法人田澤義鋪記念会）。それまでは財団法人日本青年館が主催。なお日青協結成以前に日本青年館で行われていたものとして、例えば1947年には、新憲法普及移動教室、全国青年団体地方別経済復興運動討議会、平和精神昂揚全国青年団体代表討議会、全国青年団体経済復興中央討議会、1948年には全国青年団体女子代表者経済復興中央討議会などがある。
- <sup>69</sup> 1951（昭和26）年1月、佐賀で開催された日本青年団体連絡協議会において開設された女子部では女子青年らによる活発な意見交換が展開された（矢口悦子「第四章 女性活動（女子活動）の歩み」日本青年団協議会編・発行『地域青年運動五〇年史—つながりの再生と創造—』2001年、347頁）。
- <sup>70</sup> 第1回1952年1月18—27日、第2回1952年8月1—9日、第3回1953年2月10—19日、第4回1953年6月25日—7月4日（これより青年団指導者養成中央講習会と改称）、第5回1954年6月25日—7月4日。
- <sup>71</sup> ただし、この日程表がどの時点で配布・共有されたかは未確定で、「手引」には記載がなかった。
- <sup>72</sup> 青年団では戦前期より生活記録（生活綴方）の取り組みが行われてきた（新井浩子「社会教育における生活記録の系譜」（博士論文・早稲田大学）2016年）。
- <sup>73</sup> 大日本連合青年団は、青年の創作的能力の涵養とその産業活動の奨励に力を注いだ。1928年、第一回青年創作副業品展覧会を開催、その後、「研究に専念没頭する青年」が現れてきたことから、これを一層助長するために、1931年より一人一研究資料展覧会を開催するようになった。例えば第1回（1931年）には、胡瓜の栽培研究、高速手編み器、農業収益増進法、籾の給餌器の改良研究、製炭改良、麦の増収研究、など多数の出品があった（『大日本青年団史』日本青年館、1942年、291-293頁）。例えば、『輝く一人一研究』（大日本連合青年団編・発行、1934年）には、表彰や助成金交付を受けた研究が紹介され（共同研究を含む）、なぜその研究を思い立ったか、その研究はどのようにして行われたか、研究の結果、何がわかったか、などが紹介されている。このような大会は各県でも行われた（例えば、『新潟県下篤農青年研究録』新潟県、1934年、『新潟県下青年産業研究録』新潟県、1935年等の発行で確認できる）。また、「郷土の振興は郷土の正しき認識から出発しなければならない」とした郷土調査も奨励され、柳田国男、小田内通敏、宮本倫彦の協力を得て調査項目を作成するなどしている（『郷土を如何に研究すべきか』大日本連合青年団編、日本青年館発行、1934年）。大日本連合青年団郷土資料陳列所についての近年の研究として『昭和戦前期の青年層における民俗学を受容・活用についての研究』（神奈川大学日本常民文化研究所調査報告第28集、2019年）などもある。産業振興運動は地域差が顕著であったと考えられ、例えば、宮崎県（1960年代、SAP運動を展開）では、1955年5月の第三回青年団大会で共同学習を運動方針に掲げたが、それは一人一研究、共同研究、農村青少年クラブなどの影響を強く反映していた（『宮崎県青年団協議会三十年史』宮崎県青年団協議会・宮崎県青年会館、1982年）。
- <sup>74</sup> これら「手引」の他に、「学習資料」としてA 3判1〜2枚、二つ折り（1部10円・送料8円で配布）の簡易なテキストも発行された。それは、(A) 職業、(B) 家庭、(C) 市民教育、(D) レクリエーション、(E) 青年団資料とジャンル分けがなされ、青年団の共同学習活動や青年学級での活用を想定したものであった。
- <sup>75</sup> 「この手引きは、日青協専門委員会委員や研究所委員の先生がたに、事例の講評をはじめ、いろいろご指導をいただいでできたものである」とある（『研究集会の手引』青年団研究所、1954年12月1日）。
- <sup>76</sup> 「手引」などの資料を参考に参加者はレポートを作成し、日青協に送り（12月中、40字詰め10枚程度、中間報告）、助言者団・司会者団での研究助言からの返送を受けてさらに研究を深めて1月25日までに正式レポートを日青協へ送付するとされた。参加者からのレポートは印刷・製本され集会当日すべての参加者に配布された。
- <sup>77</sup> 前掲、辻、1981年。辻は、福井県団長時代に、吉田昇の著書『青年運動』（金子書房、1952年）を読み、吉

田を招へいして研修会も行った。

<sup>78</sup> いずれも勤労青年教育委員会に残されていた手書きメモより。

<sup>79</sup> 吉田昇については、前掲、矢口悦子2014年も参照。

<sup>80</sup> 1952年1月、第一回全国青年団指導者養成講習会講師として日青協とのかわりを持ち始めた。社会教育審議会青少年団体分科審議会委員（1950年6月～1955年6月）もつとめている。

<sup>81</sup> このような意味で、共同学習は、「近代と前近代との混合をもった日本の社会事情の中ではじめて考えられる学習形態」だったと述べている（吉田昇「共同学習のゆきづまりをどう打開するか」『月刊社会教育』1958年12月）。

<sup>82</sup> この5つの整理は、小川剛「解説」『吉田昇著作集2 共同学習・社会教育』三省堂、1981年）による。

<sup>83</sup> なお、全国青研の開会式の祝辞で宮原誠一は次のようなあいさつを行った。「ここに集るみなさんがお互いのところを一つに通じ合うために、ふだんのわかりやすい言葉で話し合しましょう。特に改まったヘンテコリンな借りものの言葉で話すのはやめましょう。日青協の研究大会では、自分たちのことばで話し合っている。あの研究大会では生きた日本語で青年問題が論じられている。そのことが日青協研究大会の特色の一つにしようじゃありませんか。助言者団の先生も司会者団の方も、チャンピオンカンパンの難しい言葉を使う方がいましたら、それはその人の学力がそれだけ低いのだとお考えになってよろしいのです」。これに対して、「場内はわれるばかりの拍手にどよめき、参加者の緊張した顔はたちまちほぐれ、みんな身じかな信頼感にとけ合うようでした」と報告されている（日青協機関誌『青年団』1955年5月号）。

<sup>84</sup> レポート数別にみると、5本（代表参加者5人以上）が秋田、石川、岡山、群馬、高知、徳島、鳥取、兵庫、広島、北海道、三重、宮崎、山梨（以上計13）、4本が大阪、栃木、富山、長野（以上計4）、3本が愛知、新潟、福井、山形（以上計4）、2本が熊本、佐賀（以上計2）、1本が青森、茨城、岩手、神奈川、岐阜、島根、長崎、福島、宮城（以上計9）だった。レポート提出なしは13（東京と鹿児島はこの時点で未加盟）。

<sup>85</sup> 記載は任意であったのか、すべての代表参加者のものが反映されているわけではない。

<sup>86</sup> 女性は、18歳（1名）、19歳（3名）、20歳（6名）、21歳（9名）、22歳（5名）、23歳（4名）、24歳（2名）、28歳（1名）、男性は、19歳（1名）、20歳（2名）、21歳（3名）、22歳（4名）、23歳（3名）、24歳（16名）、25歳（4名）、26歳（8名）、27歳（2名）、28歳（1名）、29歳（2名）、31歳（1名）。31名（うち女性11名、男性20名）は記載がなかった。

<sup>87</sup> 農業44名、公務員11名（公吏、吏員、支所勤務、役場職員、公民館、青年学級主事など）、教員3名、会社員3名、保母2名、家事手伝い2名、無職2名、その他、製縫工、洋裁、洋服店勤務、工場勤務、木材商、自由業が各1名（表記は資料のまま）。36名は記載がなかった。

<sup>88</sup> 新制中学校8人（男5人/女3人、高校中退、通信教育高校部卒を含む）、新制高校31（16/15、商業高校、農業高校、定時制課程、農業科、実業高校など）、各種学校3（0/3、高等学院、文化服装学院、高技芸、いずれも新制中学卒）、旧制小学校・高等小学校・国民学校高等科9（8/1、高校分校（定時制課程）中退、旧制高等女学校中退を含む）、旧制中学4（4/0、高等通信講習所中退を含む）、その他、旧制高等女学校卒、旧制専門学校卒、大学卒、旧制中学中退、旧制女学校中退、大学中退、海軍工廠養成所見習科卒、陸軍航空士官学校中退、農林学校卒、通信講習所が各1名（表記は資料のまま）。44名は記載がなかった。これと相似形にあるような単位団では学歴が青年どうしの関係構築の難しさにつながっていること、特に中卒者と高卒者の溝の問題を指摘するレポートが複数見られた。

<sup>89</sup> 参考までに女性の新制高校卒者の職業を列記すると、農業8人、無職・家事手伝い3人、支所勤務1人、公吏1人、教員1人、洋裁1人、会社員1人、保母1人、（表記はいずれも記者自身によるもの）。

<sup>90</sup> 男女で分かれていた青年団が統合された時、男子青年団にはない女子部固有の活動が女子によって継続さ

れたことなどから、当時、女子部のある青年団は少なくなかった。そこでは、ジェンダー・ステレオタイプを反映した活動も少なくなかった（和裁、洋裁、料理など）。同時に、そのような枠づけに対する疑問の声もないわけではなかった。

- <sup>91</sup> 全国青研に先立ち日青協は女子問題研究会（1953年7月20-22日、浴恩館）を開催している。第一部講座（政治教育と女子生活、女子青年団活動と生活改善、家庭生活と経済、若き女性の課題、女性心理について）、第二部共同学習（当面する女子青年の純潔教育について、プログラムの立て方研究、青年団における女子活動の在り方、政治教育の具体化について、生活改善の実験について）、第三部レクリエーション（茶話会、パーティ）からなり、運営委員会・生活委員会・組織委員会が運営にあたった。「共同学習」は、講義の前後に設定されており、1日目は16時～18時、2日目は8時半～10時、同14時半～18時、計8時間があてられている（前掲、日本青年館館史編纂委員会・編纂作業委員会編1991年、580-581）。詳細未確認であるが、ここでの共同学習は、各テーマをそれぞれ日青協執行部女性役員が担当し、参加者と討議を行ったと思われる。
- <sup>92</sup> 「女子活動の歩みと反省」『昭和29年度の執行を省みて』1955年5月。女子活動については、矢口悦子「第四章 女性活動（女子活動）の歩み」（日本青年団協議会編発行『地域青年運動50年史』2001年）も参照。なお1954年度の日青協女子問題委員会は、売春防止法制定運動、家族制度復活反対運動を展開した。
- <sup>93</sup> 朝日式討論（あるいは朝日討論）は、冠地俊生と朝日新聞社が普及させたとされるディベート方式である。1930年代後半、冠地がアメリカ留学中に南カリフォルニア大学で学び関心を持ち、戦後、日本で、「健全な民主政治の発展に寄与するために、言論の自由と議論の文化が不可欠」との認識から普及に努めた（和井田清司「戦後日本における「朝日式討論」の盛衰—冠地俊生討論関係資料にもとづく一考察—」『社会科研究』第54号、2001年）。日青協では、全国青年大会（少なくとも1952年度、1953年度）において朝日式討論法を用いてディベートを行っている。
- <sup>94</sup> 日本青年団協議会青年団研究所編『日本の青年』読売新聞社、1955年
- <sup>95</sup> 青年学級無設置のこの町は、熱心に生活綴方が取り組まれた内陸部と異なり、農業改良普及所や4Hクラブが全盛で農事研究が重視された地域であった（瀬川潔「県連青時代の回想」高桑喜之助（編纂委員会代表）稿本・山形県連合青年団史』豊文社、1962年、104-105頁）。
- <sup>96</sup> この点にかかわって、その後の「青年自身にとってどうであったか」という視点から青年学級の歴史的な意義を研究する必要があるとも提起されている（矢口悦子「青年学級振興法の総括—歴史的な意義と法整備の課題—」（日本社会教育学会・課題研究「社会教育における青年教育の今日的課題」1999年9月12日配布資料）、および学習論研究会（1999年9月29日）配布資料）、同「青年学級振興法の廃止と青年教育の課題」日本社会教育学会編『地方分権と自治体社会教育の展望（日本の社会教育第44集）』東洋館出版社、2000年）。
- <sup>97</sup> 2月17日夜7時、翌18日朝7時のNHKニュース、18日夜9時、翌19日正午に日本テレビが開会式の模様を放送、また18日にはラジオ東京、日本文化放送も開会式を録音放送した。NHKは19-20日の分科会を録音し、23日午後7時半～8時に全国に放送した。これら各社は最終日21日の合同発表も放送した。新聞・雑誌では、朝日新聞（2月17日夕「あすの農村のために」、2月19日「静かな人間革命に期待」（三井為友）、2月21日「地方青年から聞く」、2月22日「青年団の政治運動」（声欄・宮原誠一）、同夕刊「農村の娘の生き方」、2月23日夕「青年団の幹部」）、共同通信（2月20日「青年団活動の実態」）、日本経済新聞（2月22日「議論のカラ回り脱皮」）、読売新聞（2月23日「総選挙と女子青年の立場」、2月24日「総選挙と女子青年の立場（下）」、2月25日「幹部だけの大会に陥るな」）、日本教育新聞（2月22日「青年団大人となる」、2月24日「静かに学習成果を話し合う」、2月28日「日青協研究大会に思う」）、全国教育新聞（2月26日「日青協青年問題研究大会開く」）、新日本通信（3月1日「たくましく育つ芽 全国青年問題研究大会の断想」

(浪江虔)), 婦人タイムス (3月2日「奮わない女子青年活動」), など。その他, 当日は, 主婦の友社, 農業協同組合新聞, 岩波映画製作所, 日本農民新聞社からも取材が来た。宮原誠一のコメントには, 「政治経済の問題を話しても, 根本のスジ道をしっかり追求しながら, しかもそれを単なる原則論としてカラ回りさせないで, 周囲の日常の行動と結びつける傾向になってきた。逆に言えば, 衣食住, 乳幼児の死亡率, 肥料, 乳価, 米価など具体的な問題が大きなものにつながっていることを理解しはじめているといえよう」(日本経済新聞2月22日)。(以上, 『日青協=速報』第17号, 1955年3月15日より)

<sup>98</sup> 『日青協=速報』第17号, 1955年3月15日

<sup>99</sup> 『昭和29年度の執行を顧みて』1955年度日青協定期大会資料, 1955年5月

<sup>100</sup> 助言者一人の三井為友は全国青研閉会式で, これを「静かな人間革命」と表現した。

<sup>101</sup> 社会教育研究において共同学習は一貫して議論となっており, 社会教育研究においてそれがどのようにとらえられ論じられてきたのかについても先行研究が多数ある(前掲, 矢口悦子1992年, 他)。

**Discussions on Education for Working Youths  
in the Early 1950s in Japan  
: Focusing on the Process of Organizing  
the First National Youth Affairs Research Conference**

TSUJI Tomoko

**Key Words**

youth work, social activities, youth organization, collaborative learning

**Abstract**

In the early 1950s, people in Japan were interested in education for working youths. A lot of youths, especially those in rural areas, studied voluntarily in various ways outside the public high school system because there was a lack of opportunities to access late secondary education. In addition, young people could not go to high school for financial reasons. The government planned a new subsidized youth class system law. At first, the Japanese Council of Youth Organizations supported this law, but then turned against it because of concerns about state intervention as a reaction to post-war reform after the GHQ occupation and under the cold war. However, there were heated arguments between proponents and opponents among young people. Eventually, the bill passed, and the Japanese Council of Youth Organizations tried to make a proposal for an alternative secondary educational system as opposed to only full-time students. They did some research on the conditions of specific suburbs. Also, they examined the learning style which were different from the lecture-style education. They proposed a style of collaborative learning, which consisted of learning through social activities and discussing their experiences. They thought that the most important thing was defining the problems themselves. The concept of this collaborative learning was formed through their discussions on the process of making the First National Youth Affairs Research Conference in 1955.

